

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年3月5日（木）午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	平原志保君	副委員長	鈴木てるみ君
委員	山田龍治君	委員	仮屋国治君
委員	新橋実君	委員	植山利博君
委員	下深迫孝二君	委員	宮内博君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

山口仁美君	松枝正浩君	宮田竜二君
松元深君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	茶圓一智君	医療センター整備対策監 兼保健福祉政策課長	西田正志君
子育て支援課長	砂田良一君	長寿・障害福祉課長	堀之内幸一君
保険年金課長	末原トシ子君	健康増進課長	林康治君
保健福祉政策グループ長	野村譲次君	子育て支援課長補佐	市来秀一君
子育て支援課主幹	富田正人君	子育て支援課子ども子育てGPIIリーダー	出口幹広君
子育て支援課保育・幼稚園グループリーダー	野村樹君	長寿・障害福祉課主幹	宮田久志君
長寿・障害福祉課長寿福祉グループ主任主事	大山愛君	保険年金課主幹	末増あおい君
保険年金課主査	大浦好一郎君	健康増進課主幹	吉村さつき君
健康増進課主幹	中村真理子君	すこやか保健センターグループリーダー	上小園貴子君
税務課長	谷口隆幸君	収納課長	萩元隆彦君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 郡山愛君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第5号：霧島市いきいきチケットの交付に関する条例の一部改正について

議案第7号：霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第9号：第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画について

陳情第7号（令和元年）：霧島市の国保税引き下げを求める陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午前8時56分」

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る2月25日に本委員会に付託されました議案3件及び継続審査となっておりました陳情1件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき、進めてまいります。それでは審査に入ります。

#### △ 陳情第7号（令和元年）：霧島市の国保税引き下げを求める陳情書

○委員長（平原志保君）

まず、継続審査となっておりました陳情第7号、霧島市の国保税引き下げを求める陳情書について審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

陳情第7号、霧島市の国保税引き下げを求める陳情事項の「2020年度の霧島市の国民健康保険税引き下げを実施すること」につきまして、本市の考え方を説明いたします。施政方針でもありましたとおり、国民健康保険事業については、本市の国民健康保険財政の収支が、平成30年度に黒字に転じたことから、令和元年度において、平成30年度の決算剰余金を国民健康保険基金に積み立てることとしています。このような中で、これまで、本市の国民健康保険税率決定の参考としてきた県が示す標準保険税率等が、令和元年度比で所得割が2.2%、均等割額が1,800円、平等割額が800円上昇する見込みとなったことから、国民健康保険基金から2億円を繰り入れて、国民健康保険税率を令和元年度と同率に据え置くことにより、所得割が課税される約6割の世帯に含まれる「中間所得者層」を含む全ての世帯の負担軽減を図ることとしたところです。このように、国民健康保険税率の引き下げの実施は非常に困難な状況であります。今後も、被保険者負担の軽減を図るため、各種保健事業の推進による医療費の適正化と併せて、全国市長会を通じて国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を要請していきたいと考えております。詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○保険年金課（末原トシ子君）

令和2年度霧島市国民健康保険の状況について、御説明します。1. 令和2年度の国民健康保険事業費納付金についてをご覧ください。令和2年度の本市の国民健康保険事業費納付金総額は、38億6,887万5,000円で、令和元年度と比較して、3億6,767万5,000円、10.5%増加しました。特に、医療費分が大きく増加しています。これは参考として掲載している鹿児島県全体の納付金が増加したことが最も大きな要因ではありますが、本市の医療費指数の上昇、県全体に占める本市の被保険者数シェア及び所得割シェアの上昇なども増加の要因となっています。このほか、令和元年度は激変緩和措置の対象であったものが、令和2年度は激変緩和措置の対象外となったこと、前期高齢者交付金等の精算方法が変更になったことなども医療費分が上昇した要因となっています。2. 令和2年度の国民健康保険税率についてをご覧ください。霧島市の令和2年度の国民健康保険税率をお示ししています。参考1・Dは市町村算定方法による標準保険税率等、参考2・Fは県統一の算定方法による標準保険税率等です。令和2年度Aは国民健康保険税率の改正を行っておりませんので、当然ながら、令和元年度Bとの差Cはゼロになります。AとDを比較したものが、今回、国民健康保険税率を令和元年度と同率に維持するにあたり、税率を引き上げ

なかった部分です。所得割率で2.2%，均等割額で1,800円，平等割額で800円を引上げずに据えていることが分かります。参考として，県内19市の標準保険税率等をお示ししています。これは，県統一の算定方法で算出した標準保険税率等になります。全ての団体を本市と同じ3方式で，また，応益割と応能割の割合を6：4として算出したものですので，資産割のある団体であっても3方式で算出されており，各市の実際の国民健康保険税率の算定方法とは異なりますので，御注意ください。3. 県内19市の一人当たり保険税必要額（年額）をご覧ください。資料は3ページです。本市の国民健康保険税率は，令和元年度と比較して，8,557円，8.28%の増となっています。なお，注意書きにもありますとおり，ここに掲載している一人当たり保険税必要額は，標準保険料率の算定に必要な保険料総額を被保険者数で除した額です。このため，低所得者に対する軽減措置，いわゆる7割，5割，2割の法定軽減や，一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していませんので，被保険者の実際の負担額とは異なりますことを御了承ください。以上で説明を終わります。それでは，よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま，執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

この説明もなかなか分かりにくくて，どういうふうに理解していくのかという点で，まず基本的なところを質問させていただきたいと思います。県が示す標準保険料税率，これはあくまでも参考値ということで，注意書きのところにあるように，実際の負担額とは異なるということになっているわけです。今回，ここで示しました必要額については，霧島市8.28%ということになっているわけです。それで見てみると，県内19市の中で，垂水市だけがマイナス2.46%という形で示されているんですけど，昨年は19市全部が増額という形で示されていたのではなかったかなと思います。まず，これに従う義務が自治体としてあるのかという点で，法律的な根拠を含めて明確にしていただけませんか。

○委員長（平原志保君）

従うというのは，どこに従うのか，主語はどこになりますか。

○委員（宮内 博君）

主語は，先ほど言ったように，県内19市の一人当たり保険税必要額，これを参考にして数値が示されているけれども，従う義務があるのかと。

○保険年金課長（末原トシ子君）

標準保険税率等に従う義務があるのかということのお尋ねだと思うんですけど，この標準保険税率は先ほども御説明しましたとおり，被保険者数で割った部分でございます。県が示される標準保険税率等については，あくまでも参考にして，あとは市町村独自の計算方法とかで計算してくださいということになっています。

○委員（宮内 博君）

ということは，簡潔に言うと従う義務はないと。あくまでも参考にしてくださいということですよ。ですから，令和元年度，県の19市の中で県が示した保険税率をそのまま取り入れたのは阿久根市と霧島市だけであったということは，これまでの議論の中で明確になっているところです。それで，あくまでも参考値なんだけれども，冒頭で説明があったように，これだけ不足を致

しますという言い方をすると、そういうことであつたら、これは引上げをせざるを得ないということに誘導されていくというようことにつながるわけですね。だから、そういったやり方というのがどうなのかという点で申し上げているわけでありまして、前提として、参考値だということを示していただくというふうに説明を頂かないと、聴く側が誤解をするということになるんですけれど、その点については部長どうですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

この国保制度は平成30年度に大きな改革がありまして、県が財政負担の責任等を負うということで、制度改革が大きく変わった節目の年でもございました。平成30年度の保険税率等については、委員会等でもいろいろと審議を頂きまして、県の標準税率等に従って改定をさせていただいたところです。また、令和元年度につきましては、平成30年度の決算も出ていない中で、様子を見させていただきたいということで税率改定のお願いをしたところでございます。保険税率等の改定につきましては、令和2年度分の税率についてもどういう形が一番いいのか、いろいろと考えまして、先ほど申し上げましたとおり、平成30年度の決算が黒字になったこと等も含めて、中間所得者層に配慮するということでずっとやっておりましたので、今回は2億円を基金から繰り入れて、据え置くという形にしたところでございます

○委員（宮内 博君）

基金から繰り入れて保険税率を据え置いたという点は、2年連続の値上げがあつた中で、まずはそれを一旦やめるという形でやられたという点で、私は評価できると思うんです。そのところを否定しているわけではなくて、今、議論をしているのは値下げができるのかどうかということでの議論を、まず、前提のところではなければいけないというので、まず、県が示した保険税率等について従わなければいけないのかということで申し上げたところです。それで、昨日、補正予算の議論を致しました。国民健康保険の基金が4億3,615万円という形で、今回、確保されるということになったわけです。これはあくまでも平成30年度の決算の実質収支の分を3億3,000万円のうち、2億7,000万円を基金のほうに繰り入れたということになっているわけです。それで平成30年度の大きな特徴というのが、いわゆる精神疾患、結核等にかかる方たちの医療費が医療総額の100分の14を超えた場合に、交付金として特例的に受け取ることができるお金が2億円余り入ることができるというのを、民間業者に委託をした中で、確認ができて、歳入が確保されたという、これまでにない一つのきっかけがあつたわけです。当然、それは、令和元年度にも引き継がれているということになっているわけです。それで、医療費の伸び率をどれほど考えているかということで質問を致しましたけれど、1%ほどというふうにありました。ただ、国保税そのものは10%近く、前年度と比較をして負担が増えているわけです。市民の負担はですね。2018年度は八、数パーセント負担が増えていると。2019年度もそれと同等くらいの保険税率の伸びを示しているわけです。令和元年度の県が示した標準税率8.79%でありますから、これを参考値としてやっているわけです。そこでお尋ねをしたいのは、5月が出納閉鎖ということになります。それでコロナウィルスの関係とかインフルエンザの関係とかで確定はできないと思いますけれども、3月で一旦、会計は閉めるということになりますから、あと20日以上ありますけれど、どういう状況に推移をしようとしていると推計されているのか、そのところをお示しいただけませんか。大体、この時期になると、5月の出納閉鎖時期の会計が幾らほどになるのかというの

が示されるんですけど、そのことについてはどのようなようですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

医療機関で受診した場合などの医療費につきましては、前年の3月から今年の2月を1年の会計年度としますので、2月分の医療費は4月に請求がきます。その分を見込んでいかなければならないのですが、医療費につきましては平成30年度がすごく増加したところもございます。令和元年度は今のところ前年度比で1%くらい落ちるのではないかなと見込んではいるところでございます。2月の診療費がどのくらいになるかというのは、風邪等で医療費が若干伸びる季節でもございますので、推計でしか申し上げられないところなんですけれども、4月の医療費が来ないとはっきりとは申し上げられないというところがございます。

○委員（宮内 博君）

前年比で1%ほど減るとおっしゃいましたね。私は増えると理解していたんですけど、減るというのが正解ですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

今のところ、私どものほうでは1%ほど減少すると見込んでおります。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、2019年度、国保税の引上げを行ったわけですから、一層余裕のある財源が確保できると推し量ることができるんですけど、推計値で3月議会の段階ではどれぐらいの予測が立つというのはこれまで示してきた経過があるんです。ですから、推計値でマイナス1%ということであれば、それに必要な保険税が幾らかというのは当然はじき出されることになろうかと思えますけれども、それは今の段階で紹介できるのではないですか。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

ただいま課長が、保険給付費が1%程度減になる見込みであると申し上げたんですけども、保険給付費の財源は、県から交付される保険給付費等交付金を財源としておりますので、税を財源としておりません。ですので、保険給付費が減ったとしてもその分の税の収入が少なくてもいいのではないかということにはならないです。

○委員（宮内 博君）

医療費に必要な財源をどう確保するかという観点からいくと、私の論法は間違っていないと思います。そういうことまで否定されるんですか。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

国民健康保険税につきましては、県に納める国民健康保険事業費納付金が概ねその財源になりますので、その納付金の金額は年度途中で保険給付費が減っても変わることはございませんので、そこが残ることはないと思います。

○委員（宮内 博君）

ただ医療費の財源を支えているのは国民健康保険税と国からの交付金等ですよ。ですから、その論法でいくと、では値上げは何だったんだということになるんですよ。結局、標準保険税率を参考値として県が示したから、それに基づいて値上げしましたということなんだけれども、これあくまでも参考値ですよ。それで、逆に言えば、医療費は県が示したものを交付金として払わなければいけないということであれば、それこそ自治体の政策判断で税率は決められると。そ

うということが成り立つではないですか。その論法でいくと、2019年度、19市の中で霧島市と阿久根市だけが値上げしたということ自体もおかしいのではないですかというのは、当然成り立ちますよ。私どもも、そういう観点から17市が、県が標準税率を示しているけれども値上げをしていないではないかというのは、これまでも申し上げてきたところであります。一層そっこのほうに正当性があることになってくるではないですか。霧島市のほうが正当性があるということでこれまで議論してきたんでしょ。だから値上げをしたのではなかったんですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

国民健康保険税の財政を皆様から頂く保険税、国等から交付される交付金等、その中で賄っていくというのが基本でございます。そのために、2年連続ということではございますが、確かに保険税率の改定を行ったところでございます。健全な財政を維持するためということで、特別な繰入れを頂いたりとか、また市民の皆様には御負担をお掛けしたんですけれども2年連続の保険税を値上げするという選択をしましたことも事実でございます。ただ、健全な財政で運営するためには必要な措置であったのではないかと考えております。

○委員（植山利博君）

まず、この陳情は、国保税を引き下げを求めているわけですが、そのことの是非について、基本的なところを確認させてもらいたいと思うんですが、国保税という制度。ほかにも医療保険制度はありますよね。この制度設計が、まずは加入者が負担する税、国からの交付金、他会計からの財源もあるわけですが、その内訳はどのようになっていますか。質問を変えます。当然これまでもその資料はもらっていて、大体の数字の理解はできているわけですが、結局、各自治体がそれぞれの判断で一般会計から繰入れをしているところがあったり、していないところがあったり、多寡もあるわけですが、この制度設計をしている国が、税率を引き下げのための一般会計からの繰入れはやめなさいということを求めているわけですが、一般的には。そういう理解でいいですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

税を引き下げる補填目的のための繰入れはやめるようにということで、減少していくようにという通達は出ております。

○委員（植山利博君）

ということは、確かにここ何十年と医療の高度化、医療機器の充実などで医療費は右肩上がりになってきた。そういうことがあって、社会保障全体の需要も伸びた。そのことがあって、国が今まで担ってきた比率が若干下がりがつあるというのは事実だと思います。だけれども、この制度設計の中で、なぜ各自治体が野放図に一般会計から繰り入れることは、他の医療保険の方々と比べてときに非常に不公平が出てくると。一般財源というのは国保に加入している方々の受益というのは限られているわけです。限られた方々が一般財源から財源を投入することによって受益を得ると。税率を引き下げのために投入した場合はですね。そうすると、ほかの医療保険の加入者たちにとっては不利益を被るということになるのではないかと思います。その辺の見解はいかがですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

国民健康保険のほうには、確かに協会けんぽとか健康保険組合等に比べてすごく多くの公費が

入っているところでございます。それは国民健康保険の加入者が霧島市でも約2割程度と考えたときに、ほかの医療保険に比べたら一人当たりの単価もすごく高いところではございます。ほかの医療保険には全く公費も入らないものもありますので、それに比べては大きいのではないかと考えております。

○委員（植山利博君）

国は様々な公共事業に対して国が担うべき財源、市町村が担うべき財源、受益を受ける市民、納税者が負担する割合、それは公共性の高い、例えば学校を造る、道路を造る若しくは公園を造る、そういうものにも一定の割合をきちっと示していますよね。そういうことからいけば、国保という制度の中に国がどれぐらいの財源を担うべきなのか。受益者いわゆる納税者がどれぐらい担うべきなのかということは、社会保障全体の制度設計の中で設計されていると思うんです。そういう中で、加入者が市民の2割のものに対して一般財源という市民全体が負担した財源を野放図に投入することは、2割の方々だけが特定の受益を受けるということにつながるのではないかと、私は理解しております。そこで、社会保障の財源というのは、負担と受益のバランスだと思うわけですが、先ほど頂いた資料の中で、霧島市は一人当たりの保険税必要額というのは11万1,903円となっていると。ただこれは、法定減免や一般会計からの繰入れは除外してありますので、この金額はそういうことで理解してくださいという説明でしたけれども、法定減免を入れた場合は、この負担はもっと下がるということになりますよね。実際の市民一人当たりの負担額というのはどれぐらいだという試算をお持ちですか。それと、一方では、一人当たりの負担が幾らあって、平均で医療から受けている受益、これが幾らあるか。もちろん1回も病院に行かずに1円も受益を受けていない人もいます。だけど負担があっても年間に何千万円という受益を受けている人がいるわけです。それを押しなべて一人当たりどれぐらいの受益を受けているか、数字をつかんでいらっしゃいますか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

被保険者一人当たりの医療費でございますが、費用額として平成30年度は46万7,589円という数字が出ております。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

一人当たりの保険税額につきまして、令和2年度の当初予算現年分を、平成30年度の被保険者数平均で割りますと、一人当たり8万2,447円です。

○委員（植山利博君）

ということは、国保税の制度の中では、1回も医療を受けていない人も受けている人も、一人当たり年間8万2,447円を負担して、そこから受ける受益は一人当たり46万7,589円の受益を受けていると。押しなべて平均を出したときはそうなっていると。その差額は国が——。結果としては国が出しているといっても我々の税金ですから、結果としてはみんなが負担しているわけです。だけどその差額は国が財源の中から国費を使って出しているという理解でいいですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

そのように理解しております。

○委員（宮内 博君）

今の論点に真逆から質問したいと思います。まず一つは、これは社会保障制度の一つだという

ことで確認してよろしいですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

国民健康保険は、後期高齢者医療制度等も含めて、ほかの医療保険等に入らない方が入る最後の砦という表現がよくされております。社会保障制度ということになってまいります。

○委員（宮内 博君）

消費税が導入されまして32年間が経過しました。その中で社会保障制度を充実させていくというのが大きな理由の一つとされてきたところでありまして、国民健康保険に対する国の負担、補助金というのは、この間引き上げられましたか。1984年当時と比較して今の国の医療費に対する補助率はどういうふうになっていますか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

医療費等に対する負担は32%ということで下がっております。

○委員（宮内 博君）

結局、社会保障費の財源として消費税を導入するというので、新しい税金が導入されるようになったんですが、国保に対する補助率というのはずっと下がり続けているんです。1984年当時は何%でしたか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

数字をちょっと記憶しておりませんが、50%程度だったのではないかと。そこははっきりしませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○委員（宮内 博君）

約50%だったんです。それが二十数%に落ちてきているというのが現状です。私の持っている資料では25%です。そのところは正確なところを把握した上でお示しいただきたいと思いますが、後ほどで結構ですので調べておいてください。私のほうもその不正確かもしれないので。正確な議論をしないといけませんので。それで、国保をこれまで支えてきた人たちの状況はどういうふうになっているかという点で、その辺を調べているのであればお示しください。

○保険年金課長（末原トシ子君）

国民健康保険制度に加入していらっしゃる方は、この制度ができた初めは若い方も多くて人口も多くて、農林水産業とかの方々が多かったんですけれども、今はどうしても退職をなさった方とか、自営業の方、無職の方とかが入っている関係で、年齢構成はかなり上がっております。平均年齢も上がっております。支えてくださる若い方たちの職業構成も大分変わっておりますので、構造自体が変わっているという考え方を持っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

構造自体が変わってきているんですね。課長から答弁があったように、実際に年金暮らしの方、無収入の非正規の方、そういう方が国保の財源を支える大きな構成比率を占めるようになってきていると。霧島市でもそういう給与収入、非正規で働いている方たち、年金受給者、そして収入自体がつかめていない方たち、構成比率でどうなっていますか。[11ページに答弁あり]

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午前 9時38分」

「再開 午前 9時40分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○委員（宮内 博君）

私は執行部から頂いた資料で質問しているんです。だから当然持ってきているだろうと思っているんですけど、それでいくと、年金収入や非正規の方の給与収入、そして収入がつかめていない構成割合で、実に霧島市の加入世帯の88.4%を占めているんです。頂いた資料で言っているんです。そういう中で所得の区分でいきますと、70.4%が所得100万円未満です。さらに、病気にかかりやすい60歳以上の高齢者が5割近くを占めていることになっているのではと思いますけれども、結局病気にかかりやすく医療費を負担する力がないという方たちがたくさん入っているのが国保なんですよという共通認識をしてほしいと思います。その分析は間違っていますか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

年齢構成等におきましては、年々64歳以下の方の割合とかももちろん減ってきております。65歳から74歳までの方の比率は、平成30年度と31年度を比べるとやはり3ポイントほど上がっております。年齢構成とかについては間違っていないと思います。

○委員（植山利博君）

先ほど国の負担割合が1984年は50%ぐらいあったと。そして現在32%程度と。宮内委員は25%程度と言われましたけれども、これは医療費全体の負担率からいけばそのとおりだと思います。金額ベースでいったらどうなっていますか。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午前 9時43分」

「再開 午前 9時45分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○委員（仮屋国治君）

国民健康保険制度論に入ってきますと非常に大変ですけれども、国の制度はほぼ破綻しているわけですよ。2年前から県以下に丸投げしてきたわけですから。その中で、今年度も標準税率は増加して示されたわけですけれども、怖いですよ。これが毎年続いていくとなったときに、執行部も怖いだろうが私らも怖い。加入者も非常に不安だと思いますけれども、医療費が上がってくる中で、県は県なりの何かしらの繰入れをしようとか、保険料の統一をしようとか、そういうのは少しは進捗しているんですか。その辺のところを分かっていたらお知らせください。

○保険年金課長（末原トシ子君）

標準保険税率の県の統一ということにつきましては、今のところまだ検討中のございまして、会議の中でも保険料部会というのをございます。その上にまた会がありまして、今後どういう形で持っていくのが一番いいのかということになっております。ただ国等は統一を早くという通知

を出しているところでございます。鹿児島県についてはまだ今のところ、何年度に統一というの  
は出ていないところでございます。

○委員（仮屋国治君）

統一のところはでしたよね。ただ右肩上がりです上がってくるこの状況を各自治体間の担当者同  
士で話をするとか、首長同士で話をして県に申し入れをするとか、そういう体制も出てこない  
と、非常に怖いなと思っているんですけれども、その辺のところは何もありませんか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

国の負担割合の増額とかにつきましては、全国市長会等を通じて要請を行っているところでご  
ざいます。また令和2年度も引き続き全国市長会を通じて負担割合の増をお願いするところでご  
ざいます。

○委員（仮屋国治君）

それは理解しているところですが、そろそろ県も本腰を入れて考えてくれないと大変な  
ときなのかなという感じがしております。当初予算のほかの類似都市の状況はどうですか。税率  
改正をしようとしている自治体はどのくらいあるものかお知らせいただけませんか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

今どちらの市も議会開会中とかでございますので、ほかの市のことについては答弁は控えさせ  
ていただきます。ほかの市については分かっておりません。

○委員（仮屋国治君）

人の目もちょっとは気にしないといけないと思います。もう今この制度がこういう状態になっ  
てきたときに、市民目線とか市民の皆さんの思い、市民の負担割合はどこまではいいんだらうと  
か、ほかの都市はこのぐらいの税率なのにうちの市はものすごく高いとか低いとか、こういうこ  
とがやはり政策の一つとして、皆さんが取り組んでいっていただかなければいけないことだと思  
うんです。どの線が良い悪いはないですよこれは。ただ我々が言うのは、市民の皆さんが高く  
て苦しんでいらっしゃる、それと類似都市より高い、だから引き下げてほしいということ  
を言っているだけであって、そういうところにももうちょっと真摯に取り組んでいってほ  
しいと思うところでもあります。一つ、部長口述で「所得割が課税される約6割の世帯に  
含まれる中間所得層を含む全ての世帯の負担軽減を図ることとしたところ  
です」という、素直でいい表現ですよ。市長の施政方針はあんまりじゃないかい。市長の  
施政方針は「特に中間所得層の負担軽減を図るため、基金から2億円の繰入れを行うこと  
としています」と。まやかじゃない。こんな言葉を使っていると思  
うけれども、部長どうですか。

○保健福祉部長（茶園一智君）

施政方針では、「特に中間所得層の負担軽減を図るため、基金から2億円の繰入れを行うこ  
ととしています」としていただいておりますけれども、実際は私が答弁したとおりに  
考えております。まやかというつもりではないと思っておりますけれども、実際は全世帯の負担  
軽減を図ることとしたところでございます。

○委員（仮屋国治君）

これは本会議中に市長が一般質問の中で中間所得層を下げていくことを検討していき  
たいと言ったがための言葉でしょう。でも実際はそれはかなわなかったわけだから、「含む  
全ての世

帯の生計」のこの言い回しは合っていると思いますよ。でも市長のこの施政方針のような言い方はやめてほしいな。要望しておきます。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

先ほど宮内委員からありました、国保世帯の職業別の構成について回答させていただきます。世帯でいきます。それと基準日が平成31年1月31日現在で申し上げますと、給与収入3,244世帯、年金受給世帯が1万217世帯、営業世帯が1,010世帯、農業世帯が146世帯、不動産収入を主な収入にしている世帯が41世帯、その他が54世帯、あと未収入が1,344世帯、未申告が683世帯、合計1万6,739世帯になっております。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長を交代します。

○委員（平原志保君）

2年連続値上げになってきたわけですがけれども、国民健康保険税を払う方でその前と現在を比べて、支払い状況というのは厳しいとか、また数字的に下がっているとか、何かそういうのはどういう状況なのか教えていただけますか。徴収率とそれに関するお声などあったら教えていただきたいんですけれども。

○収納課長（萩元隆彦君）

徴収率でお答えします。平成29年と30年で比較させていただきます。平成29年度の現年度の徴収率、上がる前ですが93.84%、平成30年度の現年度の徴収率94.58%となっております。

○委員長（平原志保君）

委員長を交代します。

○委員（山田龍治君）

ものすごい議論の中でちょっと話を変えますけれども、この標準税率を県から言われて守らなかった場合、県から何かしら厳しいペナルティが来るのか来ないのか教えていただきたい。

○保険年金課長（末原トシ子君）

守らなかったからということに対してのペナルティとかはございません。

○委員（山田龍治君）

仮に県に従わないのを何年か続けても、県からペナルティが来ないと言えますか。それとも何かしらあるのではと予想されますか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

何年も続けるということでございますけれど、それはないと考えております。

○委員（植山利博君）

県が示す徴収率に対して、納入義務はどうなっているんですか。要は、税率を各自治体が抑えるとなった場合は、その抑えた額で納入すればいいのか、それに一般財源を足して納入か。当然、納入額は一定の県が求めるものを納入し続けなければならないという理解でいいんですよね。

○保険年金課長（末原トシ子君）

納付金につきましては県が示す金額を納付することになっております。

○委員（植山利博君）

国保の体質として、低所得者、高齢者が多いというのは実情なんですけれども、収入がない、

国保税を納入できない、そういう方が医療を受けられる体制にはなっていますか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

収入が全くない方等につきましては、7割軽減とかそういう法定軽減がございます。また、保険料を納められないから保険証が出ないということではなくて、御相談していただくことが、まず第一で、私どもとしてもそこは以前からお願いをしているところでございます。医療を受けられないというか、その前にまず御相談いただくことを前提に考えております。

○委員（植山利博君）

所得が全くなくても市にいろいろ相談すれば適切な医療を受けられる、生活保護も含めて。とにかく実情が所得がない、税金も納められない、そういう場合は、きちんと担当窓口で実情を相談して、適切な医療を受けられると体制にはあるという理解でいいですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

関係課とも連携を取りまして、そのように進めているところでございます。

○委員（新橋 実君）

国保の問題は全国的な問題なんですけれども、全国知事会でも1兆円を国費で投入すればいいのではという話もあるわけですが、1兆円投入することによって、霧島市の国保はどれくらい下がるものですか。その辺は把握されていますか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

1兆円入ればどのくらい下がるのかというのは、国とかに1兆円という話だったと思うんです。ただ、国のほうからは毎年この制度に対して3,400億円の公費が入っているところでございます。

○委員（新橋 実君）

知事会も国にこういう形で非常に危惧しているわけですので、昨年も阿久根市と霧島市だけが上がった状況もあるわけですから、その辺にも配慮して、今回は金額は上げてはいないのですが、最初に市長が言っていることが、中間層に配慮するとかいろいろ言っているわけですがその辺も変わっているわけです。市長にもしっかりと、実際言っていることとやっていることが違うのではないかという意見も伝えてほしいと思うのですが、その辺はどうですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

納付金がこれほど上がるとは私どもも予想していなかった部分もございまして、本当を言えば納付金がもう少し下がるのではという部分もあったんですけれども、激変緩和の対象でもなくなったこと等もございまして、納付金も上がったこと、激変緩和の対象でもなかったこと等を踏まえて据置きということになったのが現状です。中間所得者層への配慮ということをずっと申し上げてきたところも事実でございます。ただ、今のこの状況ではなかなかそれが難しかったということなんです。

○委員（下深迫孝二君）

まず一点お尋ねしたいのは、国保負担金のところで金額がばらばらのような気も致しましたので、国の定率国庫負担額が32%、調整交付金が9%、都道府県繰入金9%で、約50%の負担であるのか、まずこれで間違いはないかということの確認。それともう一点は、残りの50%については、財政安定化支援事業、保険者努力支援制度、特別高額医療費共同事業というようにいろいろなと

ころからの負担を除き、国保加入者は24%程度の負担ということで間違いないかお尋ねします。

○保険年金課長（末原トシ子君）

きちんとした数字を押さえているわけではございませんけれど、国保税だけで考えたときには15%くらいかなと。ただそのほかのいろいろな繰入れとか基金とかもございまして、国としてはそのような状況だと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

それと国民健康保険に加入していらっしゃる方たちが負担をされているのは幾らぐらいかというのを、まず国保の担当者がそれくらいを知ってなければいけないと思いますよ。だから、霧島市で国民健康保険に加入していらっしゃる方が1万6,000人ほど。所得に応じてですから高い安いはあります。年金生活か1,000万円とか稼いでいる方もいらっしゃるかもしれませんので、そういうのを比べたときに、国民健康保険全体の割合はどのくらいかということをお尋ねします。

○保険年金課長（末原トシ子君）

霧島市では15%程度となっております。

○委員（下深迫孝二君）

その15%が国民健康保険に加入していらっしゃる方の負担という理解でよろしいわけですね。そこで、例えば国保に加入していらっしゃる方で、年間で一番使っていらっしゃる方がどのくらいなのか。例えば1,000万円以上を国保で支払っている方はどのくらいいらっしゃるのかお尋ねいたします。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

平成31年1月から令和元年12月の1年間のレセプトの状況を確認いたしますと、年間100万円を超えるレセプトの件数が1,096件です。この方たちの支払い総額が100万円以上の分だけで19億円の医療費が掛かっております。それから年間合計1,000万円を超過している世帯の方が23件、最も高い方が年間で3,700万円。3,000万円超の方が2件いらっしゃいます。1か月当たり最も高かった高額レセプトですと980万円掛かっている方がいらっしゃいます。

○委員（下深迫孝二君）

今お聴きしたんですけれども、1,000万円を超える方が23件ということです。やはりこういう高額の人たちがいらっしゃると、どうしても国保税を引き上げざるを得ないと。今までもそういうことではないかと私は理解しているんですけれども、特に我々みたいな団塊の世代の人たちが、役所を辞められて2、3年したら国保税に移るみたいですよ。2、3年は社会保険を引き続きできるとお聴きしていますが、年齢からいって変わられたとたんに病気になるという方もいらっしゃるようなんですけれども、やはりものすごく大きな金額なんですけれども、これを解消するために、早期発見だとかをすればこういう大きな金額にならないという気もするんですけれども、そういう予防策はきちっとされているんでしょうか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

保険事業と致しましては、特定健診の受診が一番にお願いしていることとございます。生活習慣病の早期発見・早期治療ということが、その方にとっても身体への負担も少なく済むということ。あと、健康増進課等でしておりますがん検診とか、今、特に口腔内のケアが大事というこ

とで、それが糖尿病とかにもすごく有効だということを聞いておりますので、口腔ケアの検診などにも力を入れております。また、もちろん特定健診をまず受けていただいて、対象となられた方には特定保健指導というのがございまして、保健師とかそういう専門職のアドバイス等、食べ物なども管理栄養士の指導とかもございまして、それを受けていただいて、まず御自分の身体の状態を知っていただくということ一番に考えて、病気の予防ということに力を入れてがんばっているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

先ほど1,000万円以上が23件とお聴きしたんですが、ここの金額を教えてください。100万以上の方は19億円ということでお答えいただきましたけれども。[17ページに答弁あり]

○委員（宮内 博君）

先ほど谷口課長からありました職業別の関係ですけれど、実際その計算をしてみると、非正規で働いている人、年金暮らしの方、未収入の方が88.3%という数字が出てきました。先ほど私は88.4%と言いましたけれど、前年度とほとんど変わっていない状況になっていると。結局、非常に収入が少なく、高齢者が多いと。60歳以上が57.9%ですから、そういう状況に変わりはないと思うんですけれど。お聴きしたいのは、19市の状況についてはつかんでいないと先ほど仮屋委員の質問に対して答弁がありましたけれど、どういう動きかということもつかんでいないんですか。新年度の県の標準保険税率を受けて、どういう動きなのか。当然、議会のほうは開かれているわけで、事前の執行部の動きも察知できると思うんですけれど。

○保険年金課長（末原トシ子君）

他の市の分につきましては、ホームページとかも見てはおりますけれど、税条例の提案がないなどというのは見てはいるところでございます。全部は見ておりませんが、他の市の内容については申し上げられないところであります。

○委員（宮内 博君）

税務課もつかんでいないですか。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

保険年金課長からありましたとおり、税条例が新たに改定されるとかそういうところについては、現段階ではつかんでいないところでございます。

○委員（宮内 博君）

出納閉鎖時の状況についてはつかんでいないと先ほどおっしゃっていましたが、全くつかんでないんですか。大体の推計値は出ているはずなんですけれども、その推計値も今の段階では委員会の中では明らかにできないということでしょうか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

3月補正をする段階で医療費等については決算見込みというのを出して、足りるかどうかなどのを見ているところではございます。ただ、歳入等につきましては、税の入りは5月31日まであることや、公費の決定がまだ来ていない部分等もございまして、まだはっきりとしたところが見えていないというところはあります。

○委員（宮内 博君）

本陳情は値下げができるかどうかということ議論するわけですが。財源の見通しがどうなのか

という議論ができないということになりますけれど。いわゆる決算見込額は、現段階で示せるんですよね。これまで3月議会では5月時点での推計値とかは示してきた経過があるんですけれど。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午前10時15分」

「再開 午前10時33分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの答弁をお願いします。

○保険年金課長（末原トシ子君）

令和元年度の決算につきましては、3月補正ということで決算見込みを出しまして計上したところでございます。保険給付費等につきましては、歳入歳出、これで足りるということで見込んでおります。令和2年度につきましては、県から示されました納付金等や掛かるであろう医療費等を推計して予算を組んで、今回の提案しているところでございます。令和2年度につきましては、納付金等を含めて国保税をどうするかという議論の中で、基金からの繰入金等を計上して予算編成を行ったところでございます。

○委員（宮内 博君）

私が言っているのは、令和2年度の予算をどうしたかということではなくて、令和元年度の決算見込みが出ているのであれば、今の段階で、どれほどの決算見込みなのかということなぜ発表できないのですかと。以前は発表していましたよと。出納閉鎖の段階で大体どれくらいになるだろうということを発表していましたけれど、今回、発表できないのはどうしてですかと聴いているんです。だから、今のは全然違う答弁です。

○保険年金課長（末原トシ子君）

歳入につきましては、まだこれから申請をする部分とかもございまして、はっきりした数字を申し上げられないということでございます。歳出につきましても、まだ若干動いています。先ほど申し上げましたように、2月分が4月に来るということもございますので。ただ、医療費等については、前年度との比較をして推計をしているところでございます。詳細な数字までということでしょうか。

○委員（宮内 博君）

結局、何を言いたいかと言いますと、2年連続で値上げをしましたよね。そして、平成30年度、令和元年度と値上げをしたわけですけど、平成30年度は8.6%ぐらい値上げをしているわけですよ。しかし、決算で閉めてみたら実質収支が3億円を超える黒字であったと。1億5,000万円ぐらいの基金を積み立てることができた。結果的にこうなったわけですよ。今の話は平成30年の話をしているんですよ。その予測が立っていれば、値上げを2年連続でしなくても良かったんじゃないかということには言えるわけです。ということは、今回、令和2年度については値上げをしなくて据置きなんだけれども、さらに精神疾患に占める2億円以上の交付金が継続して交付されると議会で答弁していますから。ということになると医療費の伸びもそうないということでもありますので、さらに実質収支が膨らんでくるのではないですかというようなことも推計できる

わけです。そういうことで、どういう推計をされているんですかと聴いているんです。この陳情で、値下げができるのかどうかの審査をしているわけです。その根拠になるのは、数字的なものがなければ示すことはできないわけです。だから聴いているんです。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午前10時39分」

「再開 午前10時41分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

直近で分かっている分で、国の負担割合の分です。平成16年度以降しか今、手元に資料がないんですけれども、平成16年度が40%、平成17年度が36%、平成18から23年度が34%、平成24年度以降が32%です。これは、あくまでも定率国庫負担の分でありまして、先ほど委員からもありましたとおり、調整交付金で国から9%、都道府県繰入金として県から9%、その他入ってきております。

○委員（宮内 博君）

結局、補助金が大幅にカットされ始めたのが1984年以降なんですよね。だから、その当時幾らだったのかということも聴いているわけで、今の答弁では平成16年度からしか分からないということですので、後で調べておいていただいて、御回答を頂きたいと思います。もう一つは、これを新年度の予算でも議論ができるかと思うんですけれども、入口の部分も聴いておきたいと思いません。精神疾患に占める総医療費の割合が14%を超えるという、これは特例交付金の関係ですけれども、本会議のやり取りの中で、令和2年度からは県のほうが主体となって、それを進めていくというような答弁がありました。まず、それがどういうことなのかということを確認したいということと、そのことによって、霧島市の平成30年度、令和元年度の約2億円の交付金ですね。これはどういうふうに変化をするのか、分かっていたら教えてください。

○保険年金課長（末原トシ子君）

令和2年度から鹿児島県の国民健康保険団体連合会のほうで、希望された市町村については契約をすると伺っております。平成30年度、令和元年度の2億円を超える交付金はどうなるかというのは、医療費の増減もございますので、はっきりしたことは申し上げられないんですけれども、令和元年度は平成30年度と同程度になるのではないかと見込んでおります。令和2年度以降については、医療費の増減もございますのではっきりとは申し上げられないんですけれども、同程度になるのではないかなど。これは推測になります。

○委員（植山利博君）

確認だけさせてください。今、基金残高が4億3,600万円程度あるということと令和2年度の国保に基金から2億円の繰入れをすると、こういう理解でよろしいですね。

○保険年金課長（末原トシ子君）

そのとおりでございます。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

先ほど委員からお尋ねのありました年間合計が1,000万円超過の分の合計額です。23件、3人の方なんですけれども、合計で3億4,577万9,180円です。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。[「なし」と言う声あり] ないようですので、以上で、陳情第7号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時46分」

「休憩 午前10時49分」

#### △ 議案第5号 霧島市いきいきチケットの交付に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第5号、霧島市いきいきチケットの交付に関する条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

議案第5号、霧島市いきいきチケットの交付に関する条例の一部改正について、長寿・障害福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

議案第5号の霧島市いきいきチケットの交付に関する条例の一部改正については、いきいきチケットの更なる利便性の向上を図ることを目的に、その利用対象に新たに、市が運営する健康増進施設の使用及びタクシーへの乗車を加えるため、本条例の所要の改正をしようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（山田龍治君）

これまでこの利用ができなくていつも減額で返している形になっていたんですけれども、これを利用することによって、どのくらい利用者の見込みが増えると考えていらっしゃいますか。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

今回、タクシー及び市の健康増進施設、市営プールになりますが、こちらでも利用ができるように拡充を行ったところがございます。これらの拡充に伴いまして、伸び率が平成30年度実績の41.29%が約1.5倍上昇するという考え方で、62%になると見込んで積算しているところがございます。

○委員（仮屋国治君）

健康増進施設とタクシーの取扱業者を分かっていたら教えてもらえませんか。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

健康増進施設とは市営プールになりますが、国分総合プール、いきいき国分交流センターのプール、横川温水プール、牧園B&G海洋センターのプール、隼人健康温泉プール、隼人温水プール、福山プールの7施設になります。それからタクシーチケットの取扱事業者につきましては、今後、そちらの募集を行っていくことになっていきますが、現在の見直しを行うに当たりまして、事前

に、旭交通さんとか中村タクシーさん、有村タクシーさんなどに意見を伺いながら今回見直しを行ったところでございます。

○委員（宮内 博君）

第3条の関係で、1回当たりの使用限度というところではありますが、規則で定めるとなっております。どういうふうに規則が整備されてきているのかお示してください。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

こちらの1回当たりの使用限度につきましては、今回、タクシーに拡充を行っているわけですが、いきいきチケットのそもそもの効果の一つに、外出機会の創出というのも期待しているところでございます。そういったことで、タクシーに拡充した場合に1回で使い切ってしまうと、そこらの意味がないのではないかということで、1回当たり300円という上限額を設定させていただきました。これにつきましては、タクシー協会様のほうにも説明させていただいているところでございます。

○委員（宮内 博君）

利便性がずいぶん広がってくるだろうと思いますけれども、はりきゅう・あんまマッサージの券については従来どおりということになっているんですけれども、本会議でもちょっと議論がありました。保険適用になった場合の利用というのはできないことも想定しているという議論がこれまでもされてきたところなんですけれども、実際はなかなかそのところは現実的な対応ができていないのではと思いますが、そこはどういうふうになっていますか。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

議会の中でも答弁させていただきましたけれども、医療費の公費、またいきいきチケットについては公費という形で二重になるという部分が、本来のいきいきチケットの健康福祉の増進という観点からいくと、それにそぐわないのではないかという考え方でございます。

○委員（宮内 博君）

従来からそれは言われておりますよね。それで、保険適用になっていないはりきゅう・マッサージ治療院の数と、保険適用になっている鍼灸治療院の数というのは正確に把握できていますか。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

議会の答弁でも受領委任制度というお話をさせていただきましたけれども、その制度に九州厚生局のほうに登録をしている団体が、69団体のうちの14団体ということで、ホームページに記載してあります。

○委員（宮内 博君）

これは14団体が保険適用を受けているという理解でいいんですか。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

そのように受け取っていただいて構わないと思います。

○委員（宮内 博君）

今の原則からいくと、この14団体が取り扱うところでは、いきいきチケットは使えないという理解になるんですけれども、そういう理解でよろしいんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

今課長が申しました14か所の事業所でも、保険適用分には使えませんけれど、一般のマッサージなど、適用以外の部分については利用できるという考え方です。

○委員（宮内 博君）

適用されたかどうかというのを見極める事務的な手法というのがあるんですか。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

そこはこちらのほうではとらえてはいないところでございます。

○委員（宮内 博君）

なぜこの質問をするかという、原則論で言うと公費で、例えば75歳を超えると1割、2割負担でできると。現役並世帯は3割というのがあるんですけど、例えば1割の負担ということになると、3,000円分の治療をしたら300円でいいわけです。保険適用外であれば3,000円分払わなければいけないということで、そのうち何枚かチケットを使って施術ができるということになるけれど、保険適用されている治療を受けたときに残りの自己負担分をチケットで払うとしたときに、例えば3,000円の治療を受けたときには300円払えばいいわけだから、あと200円分はいきいきチケットを持ってこられた市民にお返しをして、また次のときに使ってくださいというような対応をしている所が、あまり聴かないんですけど、結局、チケットが1枚500円だから、それをちぎって渡すと。あと差額の200円はどこにいったらうと。そんな問題が出てくる可能性があるんで、そこを改善できる手法はないかというふうに言っているんですけど。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午前11時00分」

「再開 午前11時04分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○委員（宮内 博君）

違法ではないということですので、手法として500円の一枚券を例えば100円にするとか、そういう手法ですれば解決できる話で、いわゆる制裁行為を発するような事例だということであれば、そこがきちんとチェックできるような方法というのはあるのではないかと提案をしたかったということで、現状を最初にお聴きしたということでございます。

○委員（下深迫孝二君）

今、70歳を超えたらはりきゅうや温泉チケットをもらえるということで、私も去年初めて頂きました。家内がもらってきてくれたので鍼に行ったんですけど、有り難いんです。けれども、これは所得制限というのは考えられないんですか。例えば我々議員もそこその所得があるわけです。例えば低所得者の人たちに重点的にとかということは考えていないのか。みんな高齢者だから健康のためにあげるということなのか分かりませんが、もらうほうは非常に有り難いけれども、財源的なことも考えてそこら辺はどうなんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

現在のところは目的としまして、皆様の健康の増進といったものを目的としておりますので、今、所得制限で区別するという考え方は持っていないところでございます。

○委員（新橋 実君）

今回はタクシーと健康増進施設の利用だけ書いてあるわけですが、あんま・マッサージ利用券については往診等もできるようなことを言われましたけれど、これには書いてないんですけど、その辺は条例のほうには書かれないんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

あんま・マッサージ券の訪問施術の件ですが、これまでも条例、規則の中に訪問施術を認めないという記述はなかったところがございます。ただ運用上で、外出機会という観点からも訪問施術は認めていなかったところがございますが、今回はりきゅう団体様の御意見等も伺いまして、施術を受けたくても外出できないという方もおられますので、そういった方にも利用できるような形で、訪問施術のほうも該当にするとしたところがございます。

○委員（新橋 実君）

身体障害の方などいろいろな方がいらっしゃいますので、その辺もしっかり分かりやすいように、これが通ったら訪問もできるというのも書いていただいて、分かりやすい指導をしていただきたいと思います。

○委員（仮屋国治君）

旧来から4,000円と5,000円に区分けされているみたいですが、普通だったら5,000円、5,000円という考え方もあるのかなという気がするんです。そうすれば50円券を100枚、500円券を10枚くっつければ、印刷代も助かるのにといい感じもしないではないんですが、そういう議論はなかったものですか。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

このチケットの金額の違いにつきましては、統一するという議論はなかったところがございます。ただ、現在2種類にチケットが分かれております。これを一つにまとめることはできないのかというのが、チケットを交付する際など、市民の方からもそういった御意見もございます。それからアンケートの中でもそういった御意見も確認できております。そこで、統一に当たりましては、今、はりきゅうと温泉バス券に分かれていて、はりきゅうの利用率が少ない状況でございます。統一した場合に、それがまた全部温泉に流れてしまうなどの危惧というのも、はりきゅう団体の方もお持ちのところがございますので、そういった関係団体様との調整を行いながら、検討していく必要があるのではないかと考えております。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長を交代します。

○委員（平原志保君）

はりきゅう・あんまマッサージ券の話で、こちらは1回当たり料金は大体幾ら、正規は払うことになっているんですか。そのうちの幾ら分を券で使っていることになるんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

はりきゅうの1回当たりの施術料金は、明確な料金は押さえていませんが、大体、4,000円とか5,000円ぐらい掛かってくると考えているところがございます。このチケットにつきましては、1枚が500円券ですが、1回当たり何枚までという制限はございません。

○委員（平原志保君）

そうすると、はりきゅうに行かれる方は4,000円分をこのチケットから全部出したり、1, 2枚使ってプラス現金で払ったりされているということですよ。分かりました。

○委員（植山利博君）

第5条4項、先ほど事前に中村タクシー、旭交通、有村タクシーと3者挙げられましたけれど、市外のタクシーは使えないという理解でよろしいですか。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

基本的にはそういった考え方でおりますが、タクシーにつきましては、市内発着の乗車を想定しております。その事業所の募集につきましては、市内にも事業所を有するタクシー業者様を考えているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

この前、温泉券の表を見たとき、垂水の道の駅が載っていたので一瞬エッと思ったんだけど、福山辺りの方があっちに行かれる可能性があるのかなという理解をしましたけれども、それはどのようなことであそこだけが市外で指定になっているのか、お尋ねします。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

垂水の道の駅が指定になった明確な経緯は私も確認はできていないところでございますが、福山との境になってきます。そういったことから、利用される霧島市民も多いという考え方から指定になっているのではと考えているところです。

○委員（植山利博君）

先ほど市内の発着と言われましたけれども、例えば、福山もですが、隼人の小浜とかは生活圏が加治木だったりする地域があるんですが、小浜から出て加治木まではダメということですか。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

市内発着というのが、発する場合も着する場合も利用できるという考え方です。

○委員（植山利博君）

例えば仮に加治木から小浜までというのはオッケーということだと思うんですけど、それは加治木のタクシー業者を利用して小浜まで来るといのはどうなりますか。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

現在のところ、事業者さんにつきましては、市内に事業、営業所があるところを想定しております。となりますと、加治木で指定事業者様であれば利用はできるんですが、そうでないところについては対象外と考えています。

○委員（宮内 博君）

今関連ですけれども、生活圏が隣のまちと交わっているところというのはあちこちあるわけです。横川のほうでも湧水町とか伊佐市とかですね。だから、そういう隣接のタクシー業界の方たちがこの制度を利用するということで登録をすることは可能ということで考えていいですか。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

基本的には本市に営業所、事業所を有する事業者様を登録いただきたいと考えております。

○委員（植山利博君）

市内に営業所を有するタクシー事業者、先ほどは3者個別名を挙げられましたけれども、それ以外にはないですか。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

この3者は、あくまでもタクシーを拡充するに当たって事前に聞き取りをさせていただいたところでございます。第一交通さんがまだその時点でなかったものですから、そこにお話は伺っていないところでございますが、第一交通さんもあると考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

先ほどの関係ですが、実際に隣まちと生活圏が重なるところの利用形態というのは調査をしたことはあるんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

隣まちとの利用形態があるかどうかの調査等は行っていないところでございます。

○委員（宮内 博君）

霧島市を出る、霧島市に入るのは利用できるということですから、当然、伊佐市に買い物にいったって伊佐市から横川あるいは牧園に帰ってくるという場合は、本当なら利用できるわけですよね。市内の業者であれば。だからそこら辺はもうちょっと柔軟に考えて、隣接のまちに営業所を置いているタクシー会社で霧島市に営業所を持っていないという方たちにも制度としては利用できるんだというのは、啓発してより利便性を広げるというのは無理なんですか。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

今ありましたとおり、啓発の必要性については感じているところでございます。そこは調査研究をしてまいりたいと思います。

○委員（植山利博君）

今のことですけれど、やはり微妙な判断があると思うんです。やはり霧島市内にできれば本社を持っている、営業所がある。税金を使って支援をするわけですから、納税というその辺のところも十分に考慮した上でどうあるべきかということは、今後、検討してもらいたいと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにはないでしょうか。[「なし」と言う声あり] ないようですので、以上で議案第5号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時18分」

「再 開 午前11時20分」

#### △ 議案第7号 霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第7号、霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

議案第7号、霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、国において、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施にあ

たり、子育てのための施設等利用給付の創設のほか食事の提供に要する費用の取扱いの変更が行われたことにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正されたことから、本市の関係条例の所要の改正をしようとするものです。なお、詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長（砂田良一君）

霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、改正の要旨としては「子どものための教育・保育給付に係る用語の整理」及び「食費の提供に係る費用の取扱いの変更」の2点になります。まず、「子どものための教育・保育給付に係る用語の整理」につきまして、御説明します。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設や一時預かり等の無償化の給付につきましては、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設され、保育所等の運営に関する規定である「子どものための教育・保育給付」と同様の規定が設けられました。これに伴い、「子どものための教育・保育給付」と新しい給付である「子育てのための施設等利用給付」に係る用語を区別するため、国の基準内で用いられていた「支給認定」、「支給認定保護者」、「支給認定子ども」などの「子どものための教育・保育給付」に係る用語が、「教育・保育給付認定」、「教育・保育給付認定保護者」、「教育・保育給付認定子ども」などにそれぞれ改められたことから、本条例においても同様の対応を行いました。続きまして、「食事の提供に要する費用の取扱いの変更」について御説明します。3歳以上の保育を利用する2号認定の子どもに対する食事の提供に要する費用について、これまで、保護者から支払いを受けることができる食事の提供に要する費用は、国の基準により、主食の提供に要する費用とされてきましたが、この度の幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで保育料の一部として取り扱われていた副食費が施設による実費徴収とされたことから、副食費の提供に要する費用についても保護者から支払いを受けることができることとしました。以上で、議案第7号、霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

委員（下深迫孝二君）

今、説明を聴いていて、要するに国が制度改正をするから、地方もそれに沿ってやりなさいという理解でいいわけですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

国の用語改定に伴って条例の所用の改正をするということになります。

○委員（植山利博君）

用語の改正はそれとして、要するにこれまでは主食の部分だけを負担していたものを副食の部分についても保護者が負担するというのが、大きな制度改正であろうと思うのですが、副食とはどのようなものを具体的に指すのかお示してください。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

副食費につきましては、副食材料費ということになります。主食、白米とかパン以外の材料費、食事のときに提供したおやつも込みの材料費になります。

○委員（植山利博君）

ということは、これまでの学校給食、小学校、中学校の給食費と同じような取扱いになるという理解でよろしいですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

今回、副食費につきましては、免除規定が設けられまして、年収360万円未満相当世帯と第3子につきましては、免除されるのですけれど、学校給食も同じような取扱いをしていますので、給食費についても同じような取扱いということで考えていただいてもかまわないと思います

○委員（植山利博君）

ということは、電気代とか、調理をするための諸経費、人件費、そういうものは公が負担する、若しくは園が負担する、園についての補助を公がする、そういう理解でよろしいですか。いわゆる食事の材料費だけを小中学校と同じように保護者が負担するという理解でよろしいですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

そのとおりでございます。国の取扱いで人件費、光熱水費については、含まないということで、純粋に提供に係る材料費の実費負担ということになります。

○委員（植山利博君）

このことによって、保護者の負担がどれぐらい増えると。園によってレベルがあって、それぞれ違いが、小中学校もそうですけれども。それぞれ違うわけですが、一般的にはこれまでの主食の負担が一月これぐらいで、一食でも一月でもいいですよ。今後、副食が保護者負担となった場合の増額がどの程度だという見込みをされていますか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

昨年施設に調査しましたところ、幼稚園児の1号認定につきましては、副食費の平均が大体4,000円ぐらいでございました。2号認定の保育認定につきましては、副食費が4,600円程度でございました。この1号認定と2号認定の差につきましては、1号認定は月20日、2号認定は月25日ですので、そこ辺の差があると考えています。

○委員（新橋 実君）

保育園に通っている対象者は、どれぐらいですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

副食費の徴収対象者につきましては、3歳以上児になりますけれども、幼稚園児と保育認定児合わせまして2,800人ぐらいいるのですけれども、そのうち1,900人ぐらいが徴収の対象者となっているところです。

○委員（新橋 実君）

預けている保護者の世帯の何パーセントぐらいが対象になるのか、その辺は把握されていますか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

世帯数は把握していません。今申し上げたのは、子供の数による認定数になります。

○委員（宮内 博君）

所得によって免除規定があるということです。それで年収360万円ということになると、それは例えば家族構成によって当然違ってくると思うのですけれども、所得ではなくて年収という形

で枠をはめられているのですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

最終的には、市民税の税額で決まる形になります。まず幼稚園の1号認定の子供につきましては、7万7,100円を超える方が徴収の対象と。逆に言いますと、7万7,100円以下の方は、免除があると。保育認定の方については5万7,000円未満の方につきましては免除、公定価格での措置があるということになります。

○委員（宮内 博君）

それは、新旧対照表の21ページの部分なのかなと思いますけれど、これでいくと7万7,101円、それから5万7,700円ということですね。それで大体これを超える方については負担をしてもらうということだろうとます。人数的にはどういうふうに把握されていますか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

免除対象者につきましては、880人ぐらいを免除しています。

○委員（宮内 博君）

880人とおっしゃったのは、先ほど2,800人のうち1,900人から負担をいただくという、その差のことをおっしゃったわけですね。そうしますと、これは実際に所得で行くとどれくらいになりますかね。360万円というのは。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

所得については、把握を今のところしていないのですけれども、この年収360万円相当世帯というのが一つの基準でありまして、これが国のほうが子供2人をモデルに想定した収入という形になっています。あとは子供さんの数とか、そこによって変わっています。

○委員（植山利博君）

先ほど私は負担が増えると表現しましたがけれども、保育園の入園料というんですか、これが免除されるわけで、その代わり副食代を払いなさいよということですので、結果として世帯として負担は軽くなるわけですね。負担が軽くなるのは園によっていろいろあるでしょうけれど、結果として押しなべて1世帯の対象者がどれだけの軽減につながるか試算されていますか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

押しなべて軽減額につきましては金額までは把握していませんが、1号認定、幼稚園児につきましては、これまでの主食、副食も、実費徴収で払っていた経緯がありますけれど、今度の無償化に伴いまして、7万7,100円未満の方は、免除になりましたので、その分でも恩恵は受けていらっしゃるかなと思います。2号認定につきましても、5万7,700円未満については、無償化ということで、これまで保育料の一部として所得に応じて支払われてきた分につきましては、実際の副食費を払っても下回っているのではないかと思うのですが、実際の影響額は今のところ把握していません。

○委員（宮内 博君）

早見表で見ると収入360万円というのは234万円の所得ということですね。それで保育料との関係ですけれど、2号認定の方たちの保育料ですが、当然所得によって保育料が決まるわけですが、例えば360万円、所得234万円の方で、2人が保育園に入っているという場合に、保育料は今までは幾らだったのですか。そして今回の副食費で幾らになるのですか。

○委員（植山利博君）

厳密な数字は別として、やはり保護者の方々が一番気になるのは、今までこれだけトータルで負担していたけれど、結果としてこのことがこれだけの負担軽減につながるんだということが一番気になるころなわけですよ。だから我々も審査をする場合に市民の方々にはこのことが副食費の減免の方もいますし、払う人もいるけれど、無償化になって今までこれぐらい一般的に負担していた人が、これぐらい緩和措置をされる制度なのですよということを説明したいわけです。ですから今、宮内委員が問われたようなことは、ざっくりでいいから掴んでいて、我々にも示していただきたいということは求めていると思います。

○委員（新橋 実君）

保育料が免除にならない人もいらっしゃると思うのですが、幾ら以上でしたか。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午前11時39分」

「再開 午前11時41分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

副食費だけに限って言いますと、無償化前につきましては、1号認定で収入が7万7,100円以下の方の保育料は1万円でした。収入が7万7,100円以上の方は1万6,500円です。さらに上階層であれば1万9,000円、最高2万2,000円までの保育料が1号認定につきましては掛かっていたと。もともと1号認定につきましては、主食、副食も徴収していましたので、今回平均額で3,900円、約4,000円ですので、基本保育料よりは下回っていると考えます。2号認定につきましては、収入が360万円を超えますと、2万500円から最高3万6,500円までの保育料。ここが無償化となり、これに対し、副食費が平均4,600円です。

○委員（植山利博君）

確認させてください。所得の高い人で保育料を払い続けて、しかも別枠で副食費も払って、結果として以前よりも負担が大きくなったという方がいらっしゃいますか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

3歳以上の1号認定につきましては、満3歳になった誕生日から、2号認定につきましては、4月1日で3歳になっていれば基本無償化になりますので、該当される方で保育料を払い続けている方はいらっしゃらないです。3歳未満児については、非課税世帯のみ無償化になっておりますので、その方は3歳になるまでは保育料が掛かります。ただ、未満児につきましては、もともと保育料の中に主食、副食が含まれていますので、給食費の実費徴収は発生していないところで

○委員（植山利博君）

一番大事なことは、この制度がスタートして、これまで負担していたよりも多くの負担につながっている人がいますかということですから、いるかないで答えてください。

○子育て支援課長（砂田良一君）

先ほど、保育料が1万円という話がありましたけれど、第2子等になれば半額の5,000円ということになりますので、そこで保育園等が徴収する副食費が平均4,600円ということでしたので、その園によってはちょっと差があるかもしれませんが、まず我々のところでは無料化によって負担が増えたということは聴いていないところでございます。

○委員（宮内 博君）

新旧対照表の34ページのところで、ちょうど中ほどのところから下段にかけて、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、うんぬんのところですね。この説明をしていただけませんか。結局ここを見ても、保育の必要の程度が高いと認められる3歳未満の子供の利用の優先と、それから抽選、申込みを受けた順序との整合性がここでどういうふうに分かれるのか分からないので、お尋ねしたところでは。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午前11時51分」

「再開 午後0時58分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの答弁からお願いします。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

まず、この特定地域型保育事業になりますけれども、地域型保育事業に関しましては、四つの種類がありまして、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業という四つの種別があります。現在、霧島市内には小規模保育事業A型しかないところでは。特定地域型保育事業者となりますと、霧島市内に認定区分に対応する施設がない場合など、本来の定員設定がない施設や事業を利用する場合に市町村が認めて子どもが利用する場合の施設であります。例えば霧島市内に幼稚園がない場合に保育所等で幼稚園児を預かる場合がこのようなケースが該当すると。本市ではそういう事例はない形になります。今回の改定において、3歳未満児を優先するのではなくて、抽選とか申込み順により決定する方向等に改められた形になります。

○委員（宮内 博君）

今の説明ではよく分からないけれど、文章の流れからいくと、これまで市のほうが保育所に入所することができる家庭の状況で、いわゆる優先度がどうあるかというのを図って、優先度ごとに保育所に入れるか否かというのを決めていたと思います。それで、この文章上からいくと、その優先度にして利用できるということではなくて、抽選とか申込みを受けた順番によって決定するということもあり得るということですね。結局、家庭型保育事業とか特定地域型保育事業所においてはそういった一時的な扱いではない方法で入所もできるという解釈が成り立つのではないかと思います。よろしいですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

この条文に関しましては、特別利用地域型を提供する場合にという形になっておりまして、特別利用地域型というのが、例えば先ほど申しましたように、市内に幼稚園がなくてそういう受皿がないので保育園等で幼稚園児を預かる場合に特別利用地域型という形になります。本市におい

ては、このような状況はないと、そういう場合には優先度ではなくて抽選でも構いませんよと。市町村内に本来の定員設定がない場合に特別に受け入れる場合にこのような方法でも構わないという解釈になります。

○委員（植山利博君）

今のやり取りを聴いていて、一般的には入所する家庭の親御さんの勤務状態であるとか就業形態であるとか、そういうもので優先度、ポイントをつけてそのポイントの高い方から優先的に入所させるということになっているわけですよね。だから、そのところを例えば一概にはそのポイントだけで評価ができない個別具体的な事例が非常に多いということも耳にするわけですけど、その辺は特別な場合ということでもありますけれども一般的な入所の中にもそういう具体的な事例を勘案して判断をする必要が私あると思いますけれども、その辺のところについての見解はいかがですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

そういう場合での入所調整につきましては、市のほうで入所基準を決めております。例えば兄弟組であれば優先、保育士等であっても優先、育児休業についても加点があります。そのような保育の必要性が高い方については、こちらのほうで加点をするようにしまして、それで調整基準の基準点を付けましてその順で決めるというような調整をしています。

○委員（植山利博君）

時々耳にするのですけれども、例えば自営業、じいちゃん、ばあちゃんと同居している。自営業だから農業もそうだし漁業、小売業、商工業、サービス業そういうのも自宅で仕事をしている人は、サラリーマンとか勤務者よりも点数が低いと。ただ例えば同居であっても、じいちゃん、ばあちゃんの介護もしなければならぬとか、自営だけれども終日朝から晩まで現実にお客さんとの対応をしていると。その辺の状況はなかなか理解がいただけないというような声も聴きますが、具体的にそういう事例に遭遇されて対応されたことがありますか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

確かにそういうこともあります。自営業の方に関しましても、通常の就労時間があれば普通の会社勤めの方と同じような基準点を付けております。親とじいちゃん、ばあちゃんとの同居という場合に関しましても減算等はしていないところです。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。[「なし」という声あり] ないようですので、以上で議案第7号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時06分」

「再 開 午後 1時09分」

### △ 議案第9号 第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第9号、第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画について、審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

議案第9号、第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画につきましては、平成27年3月に策定しました霧島市子ども・子育て支援事業計画が令和元年度末で終期を迎えることから、令和2年度から令和5年度[31ページに訂正発言あり]を計画期間とする第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画を策定しようとするものです。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長（砂田良一君）

議案第9号、第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画について、本計画の要旨及び新たな取組等について御説明申し上げます。1ページをお開きください。第1章は、事業計画の概要について記載しています。2ページをお開きください。まず、本計画策定における趣旨及び背景等について御説明します。近年の急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会全体で子ども・子育てを支援するため、国において、平成24年8月に、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が本格施行されました。市町村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条において、国が示す基本指針に即して、5年を1期として市町村が定めるものとされています。本市では、このような国における取組や子ども・子育てを取り巻く環境の厳しさなどを踏まえ、平成27年3月に、第1期となる霧島市子ども・子育て支援事業計画を策定し、「安心して子どもを産み、子育てができる霧島市」を基本理念に掲げ、令和元年度までの5年間にわたり、様々な取組を行ってきました。今回、前期計画が令和元年度で終期を迎えることから、令和2年度を始期とする第2期計画を策定し、一層、充実した子育て支援環境の実現を目指すものです。5ページをお開きください。今回の第2期計画の策定にあたっては、社会情勢の変化や国の施策動向及び児童福祉法の改正等を受け、国において、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われました。改正の主な内容としては、①「新・放課後子ども総合プランの策定に伴う改正」、②「児童虐待防止対策の見直し」、③「その他制度の施行状況や関連施策などの動向の反映」のほか、④「幼児教育・保育の無償化に伴う給付の創設」などがありました。本計画の策定に当たっては、これらの基本指針の改定等に基づく取組を反映させ、本計画を取りまとめました。6ページをお開きください。本計画の位置付けと計画期間について御説明申し上げます。本計画は、前期計画に引き続き、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定します。また、本市の最上位計画である第二次霧島市総合計画やその他の関連する各分野の計画との連携を図りながら推進していきます。なお、本計画は、令和2年度を初年度として、令和6年度までの5年間を計画期間とし、中間年度である令和4年度に見直しを行います。7ページをお開きください。第2章は、本市における子育て環境・施設の現状について記載しています。8ページをお開きください。本市の人口構成の現状と動向について御説明申し上げます。本市の総人口については、徐々に減少しています。本計画の主たる対象である0歳から11歳を含む15歳未満の児童数においても、年々減少しており、今後も、引き続き減少傾向が続くものと予測されます。11ページ、12ページをお開きください。教育・保育施設等の利用状況について御説明申し上げます。児童数は減少傾向にある一方で、認可保育所等や放課後児童クラブの利用児童数は増加傾向にあります。今後も、核家族化の進行や女性の就業率の増加などを背景として、利用

率は増加傾向にあると想定しています。22ページをお開きください。22ページから25ページは前期計画における取組内容を記載しております。詳細な説明は省かせていただきます。26ページをお開きください。26ページから41ページは本計画の策定に向けたニーズ調査の結果を掲載しています。詳細な説明は省かせていただきますが、27～39については、小学校就学前のお子さんの保護者、40～41ページについては小学校1～3年の保護者を対象とした調査結果となっております。42ページをお開きください。本市の子ども・子育て支援に関する課題について御説明申し上げます。本市の子ども・子育て支援に関する課題については、子どもと子育て家庭を取り巻く現状、前期計画の振り返り、ニーズ調査の結果などを踏まえ、「幼児教育・保育の提供体制及び質の確保」、「放課後児童健全育成事業の供給体制及び質の確保」、「多様な保育ニーズへの対応や地域における子育て支援の充実」、「要保護・要支援児童（家庭）を支援する体制と児童虐待防止策の強化」の4点を本計画で取り組むべき課題として整理しました。43ページをお開きください。第3章は、本計画の基本的な考え方について記載しています。44ページをお開きください。計画の目指すべき方向及び計画策定における基本的な視点について御説明します。本市では、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、前期計画における基本理念「安心して子どもを産み、子育てができる霧島市」を引き継ぎました。また、本計画の推進にあたっては、次の三つの基本的な視点に基づいて取り組んでいきます。(1)「すべての子どもの健やかな成長を支える」これは子供の育ちの視点になります。45ページをお開きください。(2)「子育てを通じて親の育ちを支える」これは親としての育ちの視点になります。(3)「地域全体で子育て家庭を支える」これは地域で支えあいの視点になります。以上、三つの視点から施策を展開することとしております。47ページをお開きください。第4章は、施策の展開について記載しています。48ページをお開きください。48ページからは、第3章でお示しました基本的な視点ごとに基づく具体的な取組を記載しています。なお、先ほど説明いたしました国の指針の改定などを受けて、新たな取組として記載したものについて御説明します。(1)「子どもの育ちの視点」に基づく取組の「①幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供（量の確保）」については、表の3項目目の「放課後児童クラブの拡充及び放課後子供教室との一体的な実施」、次の項目の「保育・幼児教育を担う人材の確保」について、新たに取り組むこととしています。なお、「放課後児童クラブの拡充及び放課後子ども教室との一体的な実施」については、目標値等についてのちほど御説明いたします。「②質の高い教育・保育の推進（質の確保）」の取組については、49ページをお開きください。上の表の一番下「幼児教育アドバイザーの配置・確保」について新たに取り組むこととしています。50ページをお開きください。(2)「親としての育ちの視点」に基づく取組については、51ページをお開きください。「③親子で健やかに成長するための子育て支援」の表の下から2項目目の「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」、一番下の項目の「外国につながる幼児への支援・配慮」について新たに取り組むこととしています。52ページをお開きください。(3)「地域での支えあいの視点」に基づく「①療育等が必要な子どもと家庭への支援」の取組につきましては、表の3項目目の後半部分の「医療的ケア児の受け入れ推進」について新たに取り組むこととしています。52ページの一番下の「③虐待防止など要保護児童等対策」については、53ページをお開きください。上の表の1項目目の「発生予防、早期発見、早期対応等」の右側、取組内容の下から2行の「子どもの権利擁護に関する取組」、その下

の2項目目の「関係機関との連携及び相談体制の強化」の右側、取組内容の3行目、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の整備について、新たに取り組むこととしています。54ページをお開き下さい。54ページからは、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で定められた、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について具体的な量の見込みと確保の目標量を定めております。加えて、国の新・放課後子ども総合プランに基づき、すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子供教室及び放課後子供教室と放課後児童クラブとの一体型の整備量の目標量を新たに決めました。さらに、放課後児童クラブの施設整備の基本的な考え方を示しました。71ページをお開き下さい。⑩放課後児童クラブにつきまして、基本指針に基づき、学校区、学年ごとに、量の見込みと確保の内容を、新たに決めました。74ページをお開き下さい。(6)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施については、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、新たに新設された認可外保育施設や一時預かり等の利用に対する無償化の給付について、給付方法及び給付回数を決めました。75ページをお開きください。新・放課後子ども総合プランに基づく取組については、(1)一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量について、令和5年度までに3か所設置することを目標にしております。(2)放課後子供教室の令和5年度までの実施計画について、令和2年度までに運営委員会を設置し、令和3年度以降、放課後子供教室が実施可能な学校を選定することとしています。76ページをお開きください。4.放課後児童クラブ施設整備の取組については、(1)で施設整備に関する基本的な考え方、(2)で既存の公設施設の施設整備について、新たに決めました。77ページをお開きください。第5章は、計画の推進に向けた取組について記載しています。78ページをお開きください。計画の推進及び進行管理については、進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を、毎年度、霧島市子ども・子育て会議において行い、取組の改善につなげていくこととしております。以上、第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画について説明を終わります。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

最初の総括答弁で、計画期間を令和2年度から令和5年度と申し上げましたが、令和2年度から令和6年度でございます。お詫びして訂正申し上げます。

○委員長（平原志保君）

執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

多岐に渡り全てを十分読みこなせているというわけでもないんですけど、今後の計画の一つの柱になるものだと認識をするわけでありますが、まず73ページの児童クラブの関係についてお尋ねします。いわゆる提供地域によって随分と児童クラブについても今後の利用状況等も変わってくると思うんですけど、これで見えますと、児童クラブの利用人員の推測というのは、令和2年度で74単位2,363人と。これが令和6年度には、83単位の2,685人に増えるという予測です。増える予測をして、どのような施設整備を進めていくのかと。公設民営という基本が一つはあるんですけども、この計画を見てみると、どうもその施策が後退していくのではないかと見て取れるんですけど、76ページの放課後児童クラブ施設整備の取組という部分です。ここ2行目には放課後児童クラブ施設整備実施計画に基づいて、施設整備については年次的に整備してきた

と。しかしこれは令和2年度の実施計画分をもって終了すると書いてあるわけです。ですから利用人数は300人ぐらい今後増えていく、単位数も9単位ぐらい増えていくという将来予測を立てているんだけど、それに見合う施設整備については令和2年度で市が整備することを止めるということをここに書いてあるわけですね。それで何を利用するかというと空き教室、余裕教室を利用すると言っているんですけど、子供が増えると推計しているところで、余裕教室や空き教室は生じる可能性というのはあるんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

放課後児童クラブの整備につきましては、現在、整備計画というのを作って今までやってきております。今回の子育て支援事業計画の計画策定に伴いまして、施設整備に関する基本的な考え方ということで、放課後子ども総合プランに基づき、学校等の教室というのをまず第一に活用しましょうと。それから余裕教室がない場合には代替可能な公共施設等の活用を行いましょと。それでも適切な場所がない場合には、賃貸借等の利用を始めましょとということで、この計画には定めているところです。しかしながら、委員御指摘のように、そういった条件が整わないような場所も当然考えられますので、それについては状況に応じて検討していきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

当然その状況によって検討はするけれど、施設整備を市のほうでやるというのは止めるということですね。

○子育て支援課長（砂田良一君）

今後の施設整備については全く止めるという話ではなく、先ほど申し上げましたように、必要に応じてそういう検討をし、整備の必要性があればそういった事業等を導入しながら整備していくことになるかと思っております。

○委員（宮内 博君）

それはこの文章から見て取ることはできないんですけど、どこにそれが書いてありますか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

この計画のほうには、あくまでも考え方ということで記載をしております。そういったことで、当然、必要に応じて施設整備が出てくる場合には、そういった対応も考えなければならないと思っております。

○委員（宮内 博君）

だから、そういう表現が可能であると見て取ることができる記述がどこにありますかと。結局ここに明確に書いてあるのは、本計画が終了する予定だとか書いてあるんです。今の課長答弁を聴きますと、計画はそうだけれども必要に応じて整備するということですが、それはあくまでも余裕教室、空き教室などをまず利用するようにしましょと。それがなければ賃貸借によって借り上げて運営しましょとということだと思んです。今のその表現を借りてするのであれば、どこかにそういう記述をして、そういう解釈ができるものを残しておくべきだと思いますけれど、その点はどうなんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

今回、この支援事業計画の中で施設整備の取組ということで、ここではあくまで基本的な考え

方ということで記載をさせていただいておりますので、またそういう需要があればそういう対応をしたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

部長，そういう解釈は可能なんですか。基本計画で示さずに，そういった要望があればそういった形で整備もするというのは可能なんですか。ということはこの終了という記述がなくなるといことになるんですけれど。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

今の考え方はこの文章でいくと，①の上に「そのため，以下のような考え方を基本としてし整備を推進していきます」と。一応基本ということですので，だから場合によっては課長が言ったような答弁もあり得ると。全てとは書いてないわけです。基本として進めていきますけれども，これに「上記以外でも近隣で適切な民間施設があればもそういうのも活用していきたい」ということですので，そういうふうを受け取っていただきたいと思います。それと，平成19年度に策定したこの実施計画は，平成27年ですから，その前にしている計画でありまして，実は私が担当でつくったんですけれども，その当時は，小学校3年生までの需要だったものですから，この計画自体がそれに基づいてやっていて，この間，需要が6年になったりとかしてそぐわないから，そのときに整備しようとした宮内児童クラブが今回最後になるんですけれども，一応終了しますよと。この計画についてはですね。平成19年に作ったときには市で整備するというのはそこまでしかなかったものですから，そういうことで，この実施計画についてはもう書いてある部分については全て市のほうでしましたので終わるといということで，今後については，この第2期の中で今言いましたとおり基本的な考え方で，予算的なこともございますけれども，こういうことを基本に進めていきますけれども，ただし，これにもできない状況が出てくれば，またそのときに考えなければならぬというような含みは，ここの考え方を基本というところで読み取っていただきたいと思っていますところでは。

○委員（宮内 博君）

もちろん今はそうおっしゃるけれど，担当者はぐるぐる変わりますから。それは公式な見解として文章で残すことができますか。解釈でそう汲み取ることができるというのは，かなりの無理がありますよね。基本計画に載っていないじゃないか，終了すると書いてあるじゃないかと言われたら，そう言われましても——というふうにこの文章で反論ができるんでしょうか。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

この平成19年にされた実施計画はもう終了ということで御理解いただきたいと思います。その時々のことについても，確かに今の時点で，基本的にはここのところでしますけれども，どうしてもないというときには，そのときに状況を見てみたいと返事はできませんので，今必ずずるとも言えないし，しないとも言えないと。言えるのはこの考え方を基本としてすると。あくまでも計画ということですので，その個別については，またその時々担当が，20年後だったら市長が変わっているかもしれませんが，ちょっとよく分かりませんが，その時々で判断していただくしかない，今のところは思っているところでは。

○委員（宮内 博君）

確かに平成19年度に作成したのは終了なんですよ。それでここのところに盛り込まれている

のが、いわゆる整備計画に基づいて、これまでは公設民営というのが基本だというふうになんて言われてきているわけです。その方針に基づいて公が設置する児童クラブを造ってきたわけですよ。今後はどうするかというと、ここの①②にあるここでしか対応をしないというふうになんて読み取れないんですけれども、これでも公的な児童クラブを建設できる可能性はあるということを読み取ることはできるんですか。

○保健福祉部長（茶園一智君）

②の最後のほうで「代替可能な市公共施設を活用します」ということですので、可能な公共施設があればそこは市のほうで整備し直して、児童クラブにしていくというふうになると思います。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午後 1時38分」

「再開 午後 1時43分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（植山利博君）

今の議論の中で答弁があったように、令和2年度の実施計画分をもって本計画は終了することですので、そのとおりだと。ただ新しい施設の整備はもうしませんよということは書いていないわけです。だから必要な状況が出てくれば整備をせざるを得ないという理解でいいわけですよ。

○保健福祉部長（茶園一智君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

これまでの学童保育の施設整備についても、スタートしたときはみんなボランティアであり、近くの空き家を借りたり、保護者が自主的にスタートをしたのが実態なんです。それが徐々に公が関わってきて国がそこまでしっかりと対応をしなければ、霧島市の財源で施設整備もやってきた。それはニーズに応じて取り組んできたことですから、今後も必要があればそういうことはせざるを得ない。それが公の役割だと私は認識しております。そこでお尋ねしますけれども、無償化を10月から進めたと。それでこれまで認可外の保育所やキッズパークなどに一時預かりや保育をお願いした分についても、無償化の方向で取り組んでいくという記載があるわけなんですけれども、例えば毎月であるとか年6回であるとかという記載になっていますけれども、この辺のところをもう少し詳しく説明してもらえませんか。74ページ、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施。ここで、施設等利用給付を受ける幼稚園の教育時間の利用、施設等利用給付を受ける認定こども園、幼稚園の預かり保育の利用、上記以外（認可外保育施設、一時預かり事業等の利用）という記載がありますが、例えば上限額があるのか、6回とはどういう形での6回を指しているのか、毎月というのはどういう利用状況を示しているのか、もう少し具体的な説明をお願いします。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施についてでございますけれども、「施設・事業種別」の一番上の、「施設等利用給付を受ける幼稚園の教育時間の利用」ということで、これにつきましては、新制度に移行していない幼稚園、霧島市内でいけば2園ありますけれども、その基本保育料のことになります。これにつきましては2万5,700円〔49ページに訂正発言あり〕を上限として無償化になります。その下の「施設等利用給付を受ける認定こども園、幼稚園の預かりの利用料」、これはいわゆる教育標準時間を超えた前後のお預かり、これにつきましては1万1,300円までが無償化になります。給付方法ですけれども、法定代理受領いわゆる現物給付ということで、保護者がお金を払うことなくこちらのほうで代理受領して園のほうに直接支払うと。これを毎月精算する形になりますので、こちらについては実際の保護者の支払いがない形になります。一番下の「上記以外（認可外保育施設、一時預かり事業等の利用）」につきましては、施設の利用が併用とかの場合もありますので、これにつきましては償還払いにしたところです。年6回ということで、国のほうでは4か月に1回ということで、年3回くらいを推奨しているんですけども、本市につきましては2か月に1回、奇数月での支払いを予定しているところです。これにつきましても2万5,700円〔49ページに訂正発言あり〕が限度となってきます。

○委員（植山利博君）

最後のところですが、キッズパークはこれに当たりますか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

キッズパークもこちらに該当いたします。施設として確認をしておりますので大丈夫です。

○委員（植山利博君）

2万5,700円が限度。これは月額という理解でいいですか。それから年6回というのは償還払いですから、2か月に1回、一旦立て替えた分を償還払いで2万5,700円までを償還するという理解でよろしいですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

月額2万5,700円〔49ページに訂正発言あり〕を限度としまして、毎奇数月に償還をします。

○委員（新橋 実君）

45ページですけど、地域全体で子育て家庭を支えるとなっているわけですが、今、地域もPTAとか育成会とか自治会にしても希薄化しているわけです。そういう中で、役所としてどのような形で進めていかれるのか。その辺はどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

○子育て支援課長（砂田良一君）

御指摘の45ページの取組については、52ページの頭のほうに（3）「地域での支えあいの視点」に基づく取組ということで、①療育等が必要な子どもと家庭への支援、②ひとり親家庭への自立支援、③虐待防止など要保護児童等対策、④仕事と家庭が両立できる職場環境の実現ということで、この項目に沿って具体的な取組をそれぞれお示ししているところでございます。

○委員（新橋 実君）

45ページには地域全体でと書いてあるわけですが、この辺はどうなんですか。その中にこれも入っているんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

ここの45ページの中で地域ということで、家庭、学校、地域、職場など、社会のあらゆる分野

ということで記載しております。こういった関係者の方を全て含んで取組を進めていきたいと考えております。

○委員（新橋 実君）

進めていきたいわけですが、今はそういった地域社会が入り込んでいかないわけです。地域の社会活動にしても何にしても。そういう中でいかにして取り組んでいくかというのがなかなか難しいと思うわけですが、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのかということをお聴いているんですけれど。

○子育て支援課長（砂田良一君）

今、市内各地域に子育て支援センター等も設置しております。またボランティアによります地域サロン等も開催されているところです。それから民生委員、児童委員というのも各地区に配置されておりますので、そういった取組を通じて地域での推進をしていきたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

民生委員さんもいらっしゃるんですけれども、民生委員の方なんかは児童委員も兼ねていらっしゃるわけですが、どれくらい地域の子供たちのところを回っているのか。ほとんど高齢者のところだけ回っているのか、私はあまりよく分からないんですが、本当にそういう細かいことまで配慮されて行かれているのか。しっかりその辺は把握されているんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

今、具体的に民生委員と申しあげましたけれども、この項目については、それぞれ各地域にお住まいの市民がそれぞれ意識を持って取り組んでいただく。子育てに当たって、地域で子育てを支援しましょうという意識付けというものをまずは考えていかなければならないのかなと考えております。そういうことで、ちょっと民生委員の話が出ましたけれど、私どもは確認をしていないところでございます。

○委員（新橋 実君）

自治公民館長さんや自治会長さんたちからそういう気持ちを持って、役員のともしかならないようなこともありますけれども、そういう方々がそういう気持ちを持ってやってくれば、皆さんに広まっていくわけですので、ぜひともそういったときにもこういう活動をしていただきたいということもやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員（山田龍治君）

49ページの育児アドバイザーの配置と確保を新たに取り組むということで新設されるということだと思っておりますが、この内容からいくと、各保育施設を回ってアドバイスをすると。保育施設もそれなりのノウハウを持っている中で、より高度な説明をしないといけないとなると、どういう人たちを確保するのか。そして最終的にこの方々入れたことによってどういうゴールがあるのか、お示しいただきたいと思っております。

○子育て支援主幹（富田正人君）

保育の質の確保につきましては、見えた課題の中でも取り組むべき事項として記載をさせていただいているところであります。この幼児教育アドバイザーの配置・確保につきましても、今回、国の改定で新たに取り組むべき事項として定められたところで、本市としてもこれに取り組ま

ないといけないということで記載しているんですけど、まだ具体的に今のところどのようなところがあるわけではないんですが、国の指導に沿って取り組んでいく形になると思うんですけど、県とも相談しながら取り決めをしていきたいと考えています。

○委員（山田龍治君）

国が示したものだということなんですけれども、質を上げるということでこれを利用すると国が示したかと思うんですけど、言葉がすごくきれいで、これを入れれば何とかなるんだという感じがするんですよ。ではなくて、やはり霧島市もこれを入れることによって各幼稚園、保育園のやり方というのは違ったり、経験値も違ったりするので、そこを押しなべて霧島市全体で質を上げていくんだとか、そういったものを市が持っていないと、計画に入れても後からやりますというのではちょっとどうかと思いますので、当然、国が示したものに従ってやるわけですから、ただ霧島市はこういった形で、この方々を考慮しますというのは持っていないといけないのかなと思いますので、ぜひ今後、早急に検討していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員（植山利博君）

先ほど新橋委員の質疑で、地域との連携ということが出てきて、これは非常に今後重要だと思っています。それで、霧島市内にこども食堂というのはどれぐらいあるか数の確認ができていますか。

○子育て支援課長補佐（市来秀一君）

現在、国分地区に1か所、隼人地区に3か所開設されているようです。

○委員（植山利博君）

4か所あるということなんですけれども、これらに対する市の関わりというのがありますか。

○子育て支援課長補佐（市来秀一君）

現在、財政的な支援等は一切行っていないところがございますが、県がこういったこども食堂を認定する制度を設けておまして、県のホームページ等でも公表しております。また随時、市町村とも連携を取りながら、いろいろな情報の更新や、新たな開設があればその都度情報を共有していきましょうという取組になっております。

○委員（植山利博君）

こども食堂のようなところに各自治体で財政的な支援をしているところが確認はされていませんか。

○子育て支援課長補佐（市来秀一君）

正確な数等は申し上げられませんが、実際、取組を行っている自治体は確認をしているところではあります。

○委員（植山利博君）

これから向こう5年間の計画を作られる。あらゆる施策を通じて子育て環境を充実させようというのであれば、こども食堂も一定の子供たちの居場所の確保とか、栄養の充実とかということにかなりの役割を担うと思いますので、今後はそういう所との連携はどうあるべきかということも、他自治体のことを調査・研究しながら、まずは研究をしていただきたいということを求めておきたいと思います。いかがですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

今回の計画の中に盛り込んではいないところなんですけど、県でもネットワークを作り、そういった仕事への支援というものを考えているようでございますので、市としましても今後、県や市内の事業者とも連携を取りながら検討していきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

私が相談を受けた中でも、これからスタートするんだけど子供の健全育成というのは非常に重要だと。ある特定の団体ですけれども、今後、薩摩の郷中教育みたいなことをやりたいと。定期的に子供を集めて、第一工大の学生を連れて来て、連携しながら竹とんぼの作り方であったり、昔の遊び方だったり、郷土料理のがねを作ったり豚汁を作ったり、昼食をボランティアの方々と一緒に作ると。来た子供からはお金を取れないので、その団体で負担し合いながらやっていくつもりだと。もう近々スタートするという話をつい先日聴きました。だから、地域の方々も今後の子供たちをどう育てていくか、いかに子供を産み育てやすい環境をつくるかということには非常に関心があります。そういう団体とも、いきなり財政支援をする・しないは別として連携を取りながら、公がどう関わっていけるのかということ进行调查・研究する必要があると思うんですが、いかがですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

こども食堂につきましては、設立当初は子供への食事の提供がメインだったと思うんですけれども、最近ではそういう集いの場ということにもなっているようです。そういう環境の中で子育てについての話ができれば交流の場ということになりますので、また研究を進めてまいりたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

今回、この計画を策定するに当たっていろいろ課題も見えてきたと思うんですけれども、例えば子育てをいかに支援していくのかということでの各事業所の認知度というのが38ページに書いてありますよね。それで、認知度が高いんだけど利用が10ポイントにも届いていない、例えばファミリーサポートセンターとか、あるいは認知度そのものが20%台というのも3施設あると。認知度が低いところは当然利用度も低いということですけど、こういう施設から見えてくる課題と、今後これを踏まえてどういうふうにしていこうと捉えていらっしゃるんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

確かにここにありますように、認知度が20%台の施設もございます。この中には市でやっている子育て支援事業等の部分も含まれておりますので、他の施設も含めて今後、こういった施設の紹介、周知というのも非常に大事であると思っております。そういったことで、今後はこういった施設利用についての促進というものを含めてやっていかなければならないと思っております。

○委員（宮内 博君）

例えば42ページの後段に、保育士の件が書いてあります。それで、見えてきた課題ということで、今後どういうふうにしていくのかという記述が、具体的なところまでは踏み込んでおりませんが、そういう記述があるわけです。だからここは、38ページの認知度、利用度などから見えてくる課題について、計画の中で何らかのものを盛り込んでいくことは必要ないんですかね。ただ調べたらこういう結果だったということしか記載がないものですから、そのことを

申し上げているんですけども、誌面には随分余裕があるようですので、そういう点についてはどうなんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

ただいま御指摘のありました保育士の話であれば、先ほどの説明の中で、第4章から後に「施策の展開」ということでお示ししているところです。48ページです。①には量の確保ということで、保育・幼児教育を担う人材の確保への取組とか、その下の②では、質の確保ということで、先ほど御指摘のありましたアドバイザーの配置とかそういうことで、具体的な取組というのは48ページ以降に記載しているところでございます。

○委員（山田龍治君）

この計画の中で市長が施政方針のときに、こども・くらし相談センターを設置しますということで、目玉をお話されたんですけども、計画の中にはその言葉は盛り込まれているんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

53ページの上の表の2番目に「関係機関との連携及び相談体制の強化」ということで、要保護児童対策地域協議会の記載がありますが、その下に、「市町村子ども家庭総合支援拠点の整備を行う」ということで、これについては、子供関係の拠点整備をするということになりますが、ほかに障がい者や高齢者の包括的な相談体制というのはこの中に含まれるということになります。包括的な相談支援体制があつて、その中にこの拠点が含まれるということになります。

○委員（山田龍治君）

この新設はかなり目玉だと思うんです。霧島市が大きくうたってもいいものだと思うんです。いい取組だと思うので。せっかくなので、この計画に自信を持って、こういったものを組織しましたというのを入れ込んでもいいのではないですか。そして今後の方向性として、この計画の中に今度新しく新設するものがこうやって子供たちの未来を開いていくんだというのは自信を持って書かれたらいいと思いますけれど、どうですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

包括的な相談支援体制については、先ほど申し上げましたように、子供に限らず高齢者や障がい者等も入ってきます。国のほうで現在この家庭総合支援拠点というので、子供の関係部分については総合的にここで取り扱いましょつと、相談から支援までやってみましょつとということ、子供に関して特化した拠点事業になるんですけども、今回はその部分をここに記載させていただいたということでございます。

○委員（仮屋国治君）

新しい取組の1点目に、放課後児童クラブの拡充と放課後子供教室の一体的実施というのが48ページに書いてあるわけですが、その具体的な方策が75～76ページに記載されているんですけども、5年間に6か所整備していきたいというようなことが書いてあるわけですが、実際問題、児童クラブと放課後子供教室は連携をするとは言っていますが、その辺の連携ではなくて競合する部分とかいろいろな問題があると思うんですけども、この6か所については、地域とかそういうものを想定した6か所になっているのかどうか。そして、児童クラブとの連携の取り方とかその辺のところは具体的にどのように思っているのか、お尋ねいたします。

○子育て支援課長補佐（市来秀一君）

今回この支援事業計画を作るに当たりまして、国の基法の基本指針としまして、新放課後子ども総合プランについては具体的に計画を策定しなさいということになっております。そういった中で、今回、子供教室の実施に当たりましては、主管が教育部になるものですから、教育部と連携を取りまして今後5か年の中で必ず実現していきましょうという方向性をつくりました。ただ数値目標につきましては、これは令和5年度で3か所達成するということとなります。令和3年度以降は毎年1か所ずつということで目標を掲げております。それで、子供教室につきまして、一体型で実施していくということにつきましては、放課後児童クラブの連絡会等と今、協議を始めているところでございます。実際には、放課後児童クラブのほうである程度音頭を取っていただいたり、アドバイザー的な役割のお仕事ををお願いすることになるのかなと現在は想定しているところです。かつ、地域のボランティアの方であったり、NPO団体であったりと、複合的な人的支援をできるだけ実現に向けてがんばっていきたいと思っているところです。

○委員（仮屋国治君）

以前の文教厚生委員会でも品川区の放課後子供教室を視察しました。とても素晴らしいことをやっていらっしゃるなというのを感じたところでしたけれども、ぜひとも当市でもうまく、地域的にどうやったらいいのかという場所などもよく考えてやっていただきたけたらなと思っております。要望しておきます。もう一点。こども館の記載が1か所しかないわけでありましてけれども、こんなものでいいのかいという感じなんですが、複数箇所の整備も考えているというような話でした。それと、無理矢理、地域で子育てを応援する環境づくりに入れ込んだという感じがしないわけではないわけですが、もうちょっと付度はできなかったんですか。計画書51ページです。

○子育て支援課長（砂田良一君）

今回の計画の中では51ページの「地域で子育てを応援する環境づくり」の中に記載しております。ほかにも事業としまして類するような取組もあるかと思うんですが、今回はこの1か所ということになっております。

○委員（仮屋国治君）

地域子育て支援拠点は市内にどんなのが何か所あるんですか、教えてください。

○子育て支援課長補佐（市来秀一君）

現在で10か所、センターは展開しているところです。

○委員（仮屋国治君）

先の本会議でもいろいろ質問があったところですが、自分たちが想像する地域子育て支援拠点をうまく使って、各地域にこども館なるものも造っていくべきなんだろうなという気もするわけです。そういう意味で、唐突にここだけ設置でポンときていっていると、この文章がなかなか生きてこないなという思いもしております。今からでも入れ込むことはできないんですか。54ページに「教育・保育施設提供区域図」が示されておりますけれども、この区域でいったときに、先ほどの10か所の支援拠点というのは番号別に何か所ずつあるものですか。

○子育て支援課長補佐（市来秀一君）

正確に地区分けはできないんですけれども、合併前の1市6町の区域において、現在拠点が無いのが牧園地区でございます。ほかの地区につきましては各地区1か所以上はあるという状況です。

○委員（仮屋国治君）

聴いてよかったです。せっかく区域を分けて、無いところも支援拠点を整備していくとか、やはりそういう方向性もないといけないのではないかと感じております。こども館もいっしょなんですよ。区域を分けたら霧島市の各地域にそういう施設があるとか、そういうものも計画的に行っていただきたいと思っておりますので、要望しておきます。

○委員（下深迫孝二君）

今回、事業計画の概要ということで1から5までうたってあるんですが、例えばこれを作成された場合に、途中からは入れ込むこともできない、あるいは付け足すことはできると、いろいろな思いがあると思うんですが、今の時代にそぐわなくなってきた時には条例改正をしていくということもできるわけですが、これは途中でそぐわない部分があったときには、途中でも改正はできるという理解でよろしいですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

6ページに「計画策定の時期と計画の期間」ということでお示ししております。今回は令和2年度から令和6年度の5か年としておりますが、中間の見直しとしまして、令和4年度に、実態に合わせた見直しをする予定でおります。そこで実態と合わないものがあれば随時、変更していきたいと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

見直しもできるということですので、決めたらこれ一本で行くんだということではなくて、霧島市は県下第二の市でもありますので、人口の増減も相当出てくるだろうし、そこら辺は柔軟にとらえてやっていただきますように要望しておきます。

○委員（植山利博君）

本会議の中でも待機児童についての質問があって、潜在的待機児童という答弁をされる。片や待機児童という質問があるということなんですけれど、待機児童はいないという認識でいいんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

待機児童ということに限れば現在は霧島市内ではいないということになります。

○委員（植山利博君）

それでは潜在的待機児童はどれぐらいいるという認識ですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

平成31年4月になりますけれども、潜在的待機児童は183名と認識しております。

○委員（植山利博君）

量的な充実を図るということですので、いつ頃解消ができると思っていच्छゃいますか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

56ページに地区ごとの量の見込みと確保の方策等を掲げております。令和2年度におきましては1～2歳児のほうでまだ見込みに対しまして確保ができていないということになりますが、令和4年度においては全てが解消されるというようなところで、計画を立てたところでございます。

○委員（植山利博君）

兄弟が別々の園に行っているのは潜在的待機児童にカウントされていますか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

兄弟別園の場合は潜在的待機児童にはカウントされておりません。あくまで潜在的待機児童は希望の園の利用ができていない方を対象としております。

○委員（植山利博君）

そういうことだろうと思うんですけど、保護者にしてみれば、兄弟が別々の園に入っていると、別々に送迎しないといけないわけです。これは潜在的待機児童に私はカウントすべきでないかと思うんですけど、そこをカウントすればどれくらいになりますか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

兄弟別園が何人いるか確実な数字は今つかんでいないんですが、昨年だと25世帯ぐらいはあったかと思っています。あと、兄弟組につきましては、新年度の調整のときに最優先ということで調整していて、年度途中につきましても、通常、保育所に入所していれば基準点はなくなるんですけども、その方については基準点を持ったまま、できるだけ調整できるような体制は取っているところなんです。

○委員（植山利博君）

希望する所に入れていない保護者は、現実には入っているんですけど、本来はそこではなくて自宅や職場の近くなどを希望する。だけど入れないからやむを得ず遠かったりするわけですけど、そういうのも、ある意味では潜在的待機児童という認識をすべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

なかなか希望園に入れない場合もあって、ほかの園に通っているという方もいらっしゃるんですが、どうしても特定の園に偏ってしまうというのも、こちらとしてもどうかなと思っています。今のところ、そこまで含めて潜在的待機児童の対象ということは考えていないところです。

○委員（植山利博君）

確かに特定の個性的な園の人气が高かったりして、そこに入れたいという保護者も多いように聴いています。極力、この子育て支援の5年間の計画の中で、職場や自宅の近くに入りやすい環境を整えることが、結果としては子供を産み育てやすい環境づくりにつながるんですから、その辺のところの目標高く置いて取り組んでいただきたいということは求めておきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

放課後児童クラブのところでは幾つか確認しておきたいと思いますが、76ページに、今後の施設整備の基本的な考え方の中の①ですが、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室の徹底的な活用を第一に促進すると書いてあります。徹底的にというのはやはり意味合いが違うんだろうと思うんです。まず、可能性がある教室が実際今の段階でどれほど担当課のほうで確認ができるんですか。

○子育て支援課長補佐（市来秀一君）

現在では市内の全小学校の状況等は把握していないところがございます。当然、市街地区域の小学校におきましては、特に学校側が特別支援学級の需要が非常に高くなっております。非常に厳しいハードルでもあるんですが、一方、中山間地域の学校におきましては、一部ではござい

すが空き教室等の状況も調査を続けているところでございます。今後、全校的に調査を行って具体的な取組を考えていきたいと考えているところです。

○委員（宮内 博君）

中山間地域はそういう可能性としてはあるんだろうなと思いますけれど、やはり子供たちが増えている地域としては、国分・隼人地域が中心にデータでも出ています。児童クラブの利用者も増えると。そこにこういう教室があるのかということでお尋ねしているんですけども、調べていないということですので、これから徹底的に調べるんでしょうけれども、それがなかった場合には適切な民間施設も借り受けることができると書いてあるんですけど、その前に代替可能な公共施設と書いてありますから。一応、公共施設として利用できるような所を徹底的に探した上で、無ければ、当然適切な価格等が前提としてあるんですけど、民間も借りるということなんですけど、先ほど部長から、この表現であってもあくまでもこれは基本的な考え方であって、こういう策を取ったとしても児童クラブとして使えるような施設がないということであれば、当然、選択肢の中には新しい施設を整備しなければいけないということも、この中で可能だと解釈ができると理解してよろしいですね。

○子育て支援課長（砂田良一君）

基本的な考え方としてここにお示しをしております。委員御指摘のとおり、①②についての利用が見込めないということであれば、民間施設の活用、それでもできないようであれば、先ほどからありますように、施設の整備についての検討というものはしていかないといけないと思っております。

○委員（山田龍治君）

62ページ、令和6年でこのような数字が量の見込みで出ていて、人数もこうやって出ているんですけど、総合計画の中では2027年に12万7,000人という目標設定をされて、いつも嫌なことを聴くんですけど、この整合性はしっかり第二次総合計画と取っていらっしゃるのか。であれば、数字がもう少し伸びないといけないのかなと思いますけれど、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

児童数の見込みにつきましては、13ページに記載しているところですが、提供区域ごとにコーホート変化率法を用いまして算出しているところでございます。したがって、算出した中では実績等を踏まえたところの推計となっていると考えております。

○委員（山田龍治君）

いつもこうなるんですけど、総合計画では人口が増えていくという中でここでは減少が出てきている。実数との乖離はやはりあると思うんですけど、総合計画に合わせていくのであれば強気な数字でもいいのではないかなと思いますけれど、その辺はどのようにお考えですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

総合計画の中では2027年に目標人口ということで12万7,000人を掲げておりますが、今回、この子育て支援事業計画におきましては、令和6年までの5か年ということで、実績に基づいたところの子供の数でやったというところでございます。

○委員（植山利博君）

52ページです。疾病と障害の早期発見ということで、医療的ケアが必要な保育支援モデル事業というのを去年実施されたと思うんですけども、これは多様な保育ニーズを的確に捉えようということで国の試験的な事業であったと聞いておりますけれども、この事業を鹿児島県では初めてで唯一、九州でも珍しい取組だと聞いておりますが、単年度の事業であったということなのですが、引き続きこの事業を続けるということはできなかつたんですか。医療的ケア児保育支援モデル事業。実験的に国が募集したのに手を挙げて霧島市がやったということは高く評価をするわけですけど、引き続き令和2年度も実施するということは可能ではなかつたんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

令和元年度に導入しました医療的ケア児保育支援モデル事業につきましては、昨年度、モデルということで他市に先駆けてやったわけですが、今回の目標としましてはガイドラインを作成したり、医療的ケア児に関するノウハウを基幹施設で要請して、それを今後、ほかの園に継承していくということで、単年度ということで導入したわけでございます。引き続きという話も出ておりますので、また今後検討はしていきたいと考えております。

○委員（植山利博君）

これに対するニーズはかなりあるという認識でいいんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

令和2年度の新規の申込みの中で、医療的ケアを必要とするお子さんが今回3名でしたので、昨年に比較しますと増えておりますので、ニーズはあるのかなと思っています。

○委員（植山利博君）

モデル事業ということですので令和2年度は実施しなかつたということですが、今後この事業を霧島市内の幾つかの園で進めていくというような基本的な姿勢であるという理解でいいんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

このモデル事業については令和元年度で導入しました。そこで培ったノウハウ、ガイドラインというものをその他の園に継承しながら、医療的ケア児の受入れを推進していきたいと考えております。

○委員（植山利博君）

すでに病後児保育とかの何らかの特別な対応が必要な保育事業もあろうかと思いますが、霧島市は何園ぐらいで実施していますか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

病後児保育につきましては、病児が医療機関で1件、病後児が保育所で5件実施しています。

○委員（植山利博君）

そのニーズもかなりあるという認識でよろしいですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

病後児保育につきましても今年度1か所新たに開設しまして、ニーズはあると捉えているところです。

○委員（植山利博君）

病児・病後児の保育については、やはり財源的な措置がかなり市の負担もある。もちろん国県

の負担もあるんでしょうけれども、市の財政的な負担がかなりあるという課題はあるということ  
でよろしいですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

病後児保育につきましても、国の地域子ども・子育て支援事業の一環として行っておりまして、  
国が三分の一、県が三分の一、市が三分の一という補助率のメニューで実施しておりますので、  
三分の一の市の一般財源の負担はあります。

○委員（植山利博君）

ここにも知らされていますとおり、保育のニーズというのは非常に多様化していると思うんで  
す。一律の子供さんではなくて、身体的な特徴であるとか、個々の病気をしたりする間の保育が  
難しかったり、病院ではできないけれども、保育をお願いしなければならないというケースもあ  
ろうと思います。ですから多様なニーズに的確に対応ができるような保育事業の在り方を更に深  
めてほしいと思いますが、そのことについていかがですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

保育ニーズが非常に多様化してきているというお話ですが、我々もそういう認識を持っており  
ます。また国の事業の中でも、いろいろなメニューが創設されておりますので、その辺について  
我々も研究していきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

ニーズは非常に増えているということですが、計画では病児保育については減少していく  
という推計値が出されております。それは過去の実績に基づいてそういう形で示されたんです  
か。70ページです。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

こちらにつきましては、13ページにお示した児童数の見込みを基に過去の実績等で積算した見  
込みになります。

○委員（宮内 博君）

過去の実績はどういうふうになっているんですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

実績に基づく利用につきましては、0歳から小学校3年生までの人口に対しまして、大体7.8%  
の利用率でしたので、令和2年度以降、今回、無償化等もありまして、病後児保育につきましても  
無償化の対象児童となったことから、1%増を想定して8.8%で見込んだ数字がこの数値にな  
ります。

○委員（宮内 博君）

具体的に利用人数、延べ利用者数が遡って報告できるんですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

病後児保育につきましては、平成26年度で559人、平成27年度で392人、平成28年度で663人、  
平成29年度で860人、平成30年度で854人という実績になっております。

○委員（山田龍治君）

小学校、中学校はギガスルーク構想でICT化を強力に進めていくような話も出ている中で、  
幼保の現場ではICT化に関しての方向性というのは出ていなかったのか。またここに載せるよ

うなものはなかったのか、お尋ねします。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

I C T事業につきましては、平成28年度分と平成30年度で市内に導入しておりまして、平成30年度で12か所ほど補助を出して推進を図ったところです。

○委員（山田龍治君）

今後のこれには必要ないということで書かなかったということでもいいんですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

今のところ、平成28年度に要望を取ったところにつきまして、全て実施したということになっています。今後、新たにできた園などがあって需要等があれば、その都度検討していくような形になります。平成28年度で全園に要望を取った中では平成30年度で実施した形になります。

○委員（新橋 実君）

先ほど植山委員が言われました医療的ケア児保育支援モデル事業で、1年間だったということですが、何名の方が利用されたのか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

対象者は1名でございましたけれども、この事業については、医療的ケアを必要とする子供に対して専任看護師を付けることと共に、先ほど言いましたガイドライン等の作成というのも義務付けられておりますので、専任の看護師のほかにもう一人看護師を付けて、それらの計画策定の取組を行ったということになります。

○委員（新橋 実君）

今年はもうないということですが、その子供さんと看護師さんは、どこか別な所に行かれたということか理解していいですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

その看護師さんの配置については私どもは確認をしていないところですが、来年度以降については、障がい児保育事業等の市の単独事業を利用しながら医療的ケアを進めていきたいと考えております。事業が3月まではありますので、今その事業に取り組んでいらっしゃると思いますが、4月以降のことは私どもは把握していないところです。

○委員（新橋 実君）

ということは、そこに残る子供は、来年、その看護師がいなくなれば、どこか別なところに移らないといけないようになると思うんですが、その辺の対応はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

先ほど言いました、本市の単独事業であります障がい児保育事業については、看護師の加配を義務付けておりますので、そういう障がい児がいる場合には加配を行ったときに補助事業が成立しますので、その事業の補助金を使いたいと考えているところです。

○委員（新橋 実君）

ということは、来年もそこに看護師さんが入ってくれば、そこに加配の補助金が付くという理解でいいですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

そういう市の単独事業の要綱を満たせば補助金を支出することになろうかと考えています。

○委員（新橋 実君）

1年でこの事業自体は終わりですけれども、子供さんがそこに行かれて、1年間で終わりで、後は継続していけないという状況が続くといけないわけですので、ぜひともこれは継続してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副委員長（鈴木てるみ君）

子ども・子育て支援事業計画以外でも、来年一年間かけて策定されるすこやか支えあいプラン、障がい者福祉計画、障がい児福祉計画、自殺対策計画がありますが、これ以外にも福祉計画というのは幾つかあるんでしょうか。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午後 2時48分」

「再開 午後 2時50分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

関連計画につきましては、霧島市第2期国民健康保険保健事業実施計画、霧島市子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、霧島市障がい者計画、障がい者福祉計画などです。

○副委員長（鈴木てるみ君）

ほかにもたくさんあるようなんですけれども、この間の一般質問でも個別の福祉部門の計画を全部横断的に策定している計画が必要ではないかと質問しましたが、部長からはあっさりとして策定する予定はありませんと言われました。そこで要望なんですけど、こういった計画が必要ではないかということを部内でも検討していただければなと思います。委員長を交代します。

○委員（平原志保君）

要望なんですけれども、子供関係の計画ということで、母子手帳などには頭のところに子供の権利条約ということが必ず書かれていたりするんですけれども、繰り返し見ていくものだと思うので、まずは市長の始めの言葉の前に権利条約等を入れていただくと有り難いと思いました。これは要望です。あと、放課後児童クラブ児童数は増加傾向にありますと2ページの説明があったんですけれども、実際にこの計画書を見ますと増えていっているグラフがなかったと思うんですけれども、こちらは入れておいてもらったほうがいいのではないかと。71～73ページは未来であって、過去の推移してきたというもの。こちらの手前のほうは平成25年から29年とかの出生数とかの推移が書かれているんですけれども、学童の利用率が一切触れられていないので、未来のこともそうですけれども過去の部分のデータは入れておいたほうがいいのではと。計画なんですけれども、これを踏まえて増えていきますということだと思うんですけれども。余白があるから入れてもいいのではないかと。次です。未就学児の人口推移が書かれているんですけれども、こちら国分隼人というのは出ていまして、あとはその他なんですよね。中山間地域は大ざっぱに一つに書かれていまして、これは非常に問題ではないかと。一緒にそこを書いてもら

いんですけれど、せめて牧園、霧島とかが分かるように書いてもらわないと、溝辺、横川、牧園、霧島、福山が一緒くた、そして国分隼人地域と、人口が集中する所、しない所と分けたのかもしれませんが、ちょっとこれ大雑把すぎるのではないかと思いますけれど。16ページです。未就学児人口の推移のところでは、世帯の推移とかもそうですけれども、世帯の推移のところは地域ごとに分かれています。16ページの溝辺、横川、牧園、霧島、福山のところは、年齢のやつでは出ているんですけれども、では福山はどれくらいというのが分からないので、もうちょっとデータがあるならばしっかり出していただきたいと。二つずつでもいいですよ。ちょっと大雑把すぎるかなという印象を受けています。国分・隼人で二つずつならば、溝辺・横川、牧園・霧島・福山とかでもいいんですけれども、ちょっとやってほしいです。あと、40ページなんですけれども、放課後児童クラブを利用していない理由というところを見させていただいたんですが、実数を見てみますと、その他のところが411で一番数字が大きいんですね。それが51.6%となっているんですが、何なのかがさっぱり分からないと。せっかく下に余白が空いていますので、具体的な理由をしっかりと入れていただきたいと。いかがでしょうか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

こちらは、紙面等を考慮しながら対応したいと考えております。

○委員長（平原志保君）

今の全てにおいてですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

紙面の都合もありますので、可能な範囲で最大限の対応をしたいと考えております。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんでしょうか。[「なし」と言う声あり]

○子育て支援課主幹（富田正人君）

先ほど植山委員の質問で、無償化のファミサポの上限額なんですけれども、私が2万5,000円とお答えしたんですが、3万7,000円の間違いでございました。

○委員長（平原志保君）

以上で、議案第9号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時57分」

「再開 午後 3時13分」

## △ 議案処理

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。これより、議案処理に入ります。議案処理は、議案番号順に行います。

## △ 議案第5号 霧島市いきいきチケットの交付に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

まず、議案第5号、霧島市いきいきチケットの交付に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第5号については、原案のとおり、可決すべきものと決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第5号については、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第7号 霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第7号、霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第7号については、原案のとおり、可決すべきものと決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第7号については、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第9号 第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第9号、第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

本計画は、令和6年度までの子ども・子育て支援事業の基本計画を定めようとするものであります。その一つである放課後児童クラブの施設整備の取組について、平成19年度に作成された児童クラブの施設整備実施計画では、公設民営という形で明確に打ち出されて、施設整備についてもこれまで霧島市が責任を持って整備をするという形で実施がなされてきたところです。今回の計画では、これを基本的には終了して、今後の基本的な考え方ということで示されたのが、一つ

には余裕教室あるいは特別教室等の使われていないものを児童クラブに活用する。あるいは、代替可能な公共施設等を活用していくということを基本にしていくと位置付けされております。それでも不可能な場合には民間施設を借り上げるということですが、議論の中で、公共施設としてこれらの手法を駆使した上でも施設が見つからない、あるいは対応ができないということであれば霧島市が責任を持って施設整備をするということも検討することもあり得るという見解が示されたところでありますので、そのところはしっかり計画の中にも盛り込んでいただくということを、ぜひとも明確にして頂きたいということは、強く求めておきたいと思っております。市役所の組織というのは一定期間で大きく変化していくということもありますので、今後の5年間の計画の中で、令和4年には中間的な見直しもするという事になっておりますけれども、その部分について明確な位置付けを強く求めることを申し上げておきます。

○委員（植山利博君）

先ほどの質疑の中で、待機児童はいないという見解を執行部は示されています。潜在的待機児童が180人程度いるということのようではありますが、この計画を推進する中で、それぞれの保育すべき子供を抱える保護者が職場の近くや自宅の近くできちっと保育ができるような環境を整えるための努力をするということでしたので、そういう努力を今後しっかりと続けてほしいということを求めておきたいと思っております。

○委員長（平原志保君）

ほかにないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第9号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第9号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 陳情第7号（令和元年） 霧島市の国保税引き下げを求める陳情書

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第7号、霧島市の国保税引き下げを求める陳情書について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

本陳情書は引下げを求める内容ですが、執行部において財源的な部分についてどう担保できるかということをもっと議論したかったところです。執行部は、まだ不安定な要素があるということを理由にそれを明確にしませんでした。実際は2018年度、平成30年度に資金が不足するという事で、鹿児島県が示した標準税率に基づいて値上げしたわけです。結果的には4億

3,615万円の基金が直前の補正予算で積み立てられることになったわけです。同じような傾向が平成31年度も恐らく出てくるのではないのかなど。それは県の示した標準税率8.79%に基づいて値上げをしているからです。そういうことになってきますと、今後の医療費の伸び率等についても1%ほど減少するというような回答も出されているところでもありますから、執行部は、その辺の数字的な根拠になるものをもう少しきちんと準備をして委員会に臨んでいただきたいということをお願いしておきます。

○委員長（平原志保君）

ほかにないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについて、お諮りします。御意見はございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

当初予算も出てきたわけですから、ここで継続にする必要もないと。採決すべきだと思います。

○委員長（平原志保君）

そのほか、継続審査がよいと思われる方はいますか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、採決することに致します。これより、陳情第7号について討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対の方の発言を許可します。

○委員（植山利博君）

私は、令和元年陳情第7号、霧島市の国保税引き下げを求める陳情書に対して、反対の立場で討論に参加いたします。まず、この陳情をされた方々の思いは十分に理解ができます。負担はできるだけ軽く、受益はできるだけ高くという一般的な市民の願い、思いは痛いほど理解ができます。しかしながら、国保税という制度設計の中で、鹿児島県が今財政負担の責任を負うようになって3年目を迎えようとしています。2年前に県が示した負担額をそのまま準用して霧島市は税率を定めました。そのことによって、それ以前、長きにわたって繰上充用をしてきた分を一般会計から繰入れをして、繰上充用分を回収しました。このことは、税率を上げずに繰上充用をしてきたわけですので、その分を一般財源で全て補ったということは、結果としては一般財源で市民の国保税の負担を軽減してきたということにつながるわけです。それで、2年前に県の示す税率を採用し、翌年もそのような税率を求めたわけですが、結果として現在、4億3,600万円の基金が積み立てられています。この中で、新たな令和2年の予算編成の中で、2億円という基金をつぎ込んで、新しく県が示した保険税率をそのまま採用することなく税率は令和元年度の税率のまま運用しようとしております。確かに国保税の税負担は最高額を納める方は非常に負担感があると思えますけれども、一般的に一人当たり負担額を求めたところ、年間8万2,447円の負担をされていると。これは平均です。そしてその受益を受けるのは、一人平均46万7,589円の受益を受けているということは、これまでも再三、国保税の制度設計について述べてきましたけれども、国保会計の在り方は、個人負担の分が15%に留まっていると。そのほかは国であったり県であったり調整交付金であったり、財政安定化支援事業、保険者努力支援制度、特別高額医療費協同事業、

高額医療被負担金保険者支援制度、保険料軽減制度など、他の財源を85%投入して運営されているという実態があります。これ以上一般財源から制限なく野放図な財源を投入することは、市民の8割が加入している他医療保険の方々と公平性を欠くと言わざるを得ないと思います。ですから、今回、基金からの繰入れをすることも評価し、陳情の皆様の思いは十分受け止めますけれども、今回の税率を引き下げること一般財源を投入することは控えるべきだということを申し上げ、この陳情に反対の討論と致します。失礼しました。若干言葉が足りず大変重要なことを言い忘れておりましたので、数字だけ少し言わせてください。国民健康保険は低所得者が非常に多く、高齢者も多いという事情があります。だからこそ低所得者に対しては法定減免の7割、5割、2割という大きな配慮がなされております。また、最近の徴収率を見ても、ここ3、4年、確実に徴収率は高まっております。このことも霧島市の税率について多くの市民の理解が得られているものだと私は思っております。

○委員長（平原志保君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

私は、本陳情書、霧島市の国保税引き下げを求める陳情書について、賛成の立場から討論に参加します。先ほど、他の医療保険に加入されている8割の方に、野放図な財源投入を続けることの理解を得ることはできないという討論がありました。国民保険制度は、皆保険制度を担う最後のセーフティネットであることは間違いありません。同時に社会保障制度でもあるわけです。国民保険制度の大きな特徴というのは、加入者に高齢者が多いということ、財源を担う方たちの所得が非常に少ないという大きな特徴を持っているわけです。委員会での議論の中でも、国保加入者の世帯主の年金受給者、非正規の方、未収入の方が全世帯の88.3%を占めているという実態が明らかにされたところです。同時に、その所得について見てみましても、年間所得100万円未満の方が実に世帯の70.4%を占めていると。これは平成30年度の国保の加入世帯の所得階層区分ですが、こういう状況があります。支える力が弱くて病気にかかる方が多いと。これが国保の大きな特徴であるわけです。この国民健康保険に対して国は政策的に補助率を下げている状況が続いていると。これが今の国民健康保険の財政を困難に立ち至らせている最大の要因であります。こういう中でそれぞれの市民に身近な自治体は、市民の暮らしを守る、国民皆保険制度を支えるような政策的な取組を行ってきたのがこれまでの在り方でありました。それは、2年連続の値上げ以前の7年間は、自治体もそれぞれの苦労がある中で、そういう市民の声を受け止めて国民健康保険税の値下げを継続してきたところでもあります。今回、2年連続で値上げをされたところでもありますけれども、それは運営主体が県に移行したということの一つのきっかけとしていることは事実でありますけれども、県が毎年示しております基準税率、これは委員会の議論の中でも明らかになったように、あくまでも参考値でありまして、それをそのまま採用するかどうかというのは自治体の裁量に任せられているところです。事実、平成31年度の県の標準保険税率は県内19市の中で全て引上げということで示されました。しかし、それを受けて値上げを行ったのは、霧島市と阿久根市だけであったという事実は何よりの証左であります。この間霧島市は、平成30

年度決算での報告では8.6%の国保税の引上げを行いました。そして平成31年度は県が示します標準税率8.79%の引上げでありますから、これを導入したことになるわけですが、両方併せますと、実に17%もこの2年間で国保税を値上げしているということになるわけです。結果、先の補正予算では4億3,615万円の基金を積み立てることができたということでもあります。その大きな要因の一つに、精神疾患を患っていらっしゃる方たちの医療費が全医療費に占める割合が100分の14以上であれば交付される国の特例交付金を約2億円入れることができたということも大きな理由であります。それは平成31年度も令和2年度も継続されるということです。単年度で4億3,615万円の基金を積み立てることができたということであれば、令和元年度も同じような状況が続くということも否定できないと思います。よって、本陳情書が求めております国民健康保険税の値下げは、私は可能だと思います。令和2年度値上げをせずに据置きしたということは一定の評価ができることではあります。更に踏込んで値下げをするように求めておきたいと思っております。以上で、本陳情書に対する討論と致します。

○委員（新橋 実君）

市長の施政方針の中でもされたんですけども、今回は中間層の方の税負担も軽くしていくという話もあったわけですけども、今回それがなされていないということが非常に残念であります。公約違反ではないかという恐れもあるわけですけども、そのことについても市長は何も触れておりませんので、こういうことを考えると今回の陳情について、私は賛成したいと考えております。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で討論を終わります。採決します。陳情第7号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名。起立多数と認めます。したがって、陳情第7号は、採択すべきものと決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（平原志保君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はありませんか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

委員長に一任ということなので、そのようにさせていただきます。以上で、審査を終わります。

#### △ 所管事務調査について

○委員長（平原志保君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

コロナウイルスの関係で当委員会は大変な役割を担うことになるのではと思います。隣の宮崎県まで感染者が広がっていると。鹿児島に広がってくるのも時間の問題なのではという感じもしないでもありません。そういう中で全校休校という状況になっていて、様々なところにその影響が広がっているという状況がありますので、閉会中、途中経過も含めて委員会として確認して、更にその間、市民の意見等も聴いた上で、今後の霧島市の施策に生かすことができる提案ができればと思いますので、それを一つ、閉会中の継続調査として取り上げていただければと思います。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休 憩 午後 3時41分」

「再 開 午後 3時42分」

○委員長（平原志保君）

再開します。それでは閉会中の所管事務調査については、委員会に関するものということで出しておきたいと思います。

#### △ その他

○委員長（平原志保君）

次に、その他としてですが、委員の皆様方から何かございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

以前も話をしたと思いますが、行政視察が5月頃ということもありましたけれど、やはり収束を見届けてからでないと、今ここにないのに行つたためにとということがあってもいけませんので、今年行政視察はゆっくりと、現状を見極めて行くべきではないかと思つますけれど、皆さんどのようにお考えですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

○委員長（平原志保君）

それでは、下深迫委員から行政視察の件が出ましたけれども、時期は今年度いっぱいを見てということでよろしいですね。ほかにはないので、本日の日程は全て終了しました。これで、本日の委員会を閉会します。

「閉 会 午後 3時43分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保